令和８年８月５日　開会
令和８年８月10日　閉会

佐賀中部広域連合
議会定例会会議録

佐賀中部広域連合議会

令　和　８　年　８　月　定　例　会

１　会　　期　　８月５日から８月 10 日までの６日間

２　議事日程

【　】は参考記載

日次	月　日	曜	開議 時刻	議　　事
1	８月５日	水	10：00	○開　会 ・令和８年熊本地震の犠牲者に対する黙禱 ・会期決定 ・諸報告 ・第 18 号～第 25 号議案 　上程、提案理由説明、質疑、委員会付託 ・広域連合一般に対する質問
2	８月６日	木	－	【常任委員会　議案審査】
3	８月７日	金	－	
4	８月８日	土	－	
5	８月９日	日	－	
6	８月10日	月	10：00	【議会運営委員会】 ・第 18 号～第 25 号議案 　委員長報告の省略、討論、採決 ・議決事件の字句及び数字等の整理 ・会議録署名議員の指名 ○閉　会

目　　次

８月定例会議案等 …… 3
８月定例会一般質問項目表 …… 4

【８月５日（水）】

●開会 …… 9
●令和８年熊本地震の犠牲者に対する黙禱 …… 9
●会期決定 …… 9
●諸報告 …… 9
●第18号～第25号議案
○上程 …… 9
○提案理由説明（◎坂井英隆広域連合長） …… 9
○質疑 …… 9
○委員会付託 …… 10
●広域連合一般に対する質問（６人） …… 10
◎諸泉定次議員 …… 10
「１　佐賀消防署の救急出動の改善」
◎答弁者：消防副局長兼警防課長（青木謙一郎）
消防副局長兼総務課長（嶋勝寿）
「２　防災学習広場の利用状況」
◎答弁者：佐賀消防署長（三好泰治）
「３　西分署の改築計画の見通し」
◎答弁者：消防副局長兼総務課長（嶋勝寿）
「４　ケアマネジャーの配置状況」
◎答弁者：認定審査課長兼給付課長（古賀愛康）
「５　介護事業所の参入状況と休止・廃止の現状」
◎答弁者：認定審査課長兼給付課長（古賀愛康）
「６　介護事業所での虐待防止策」
◎答弁者：認定審査課長兼給付課長（古賀愛康）
◎古賀公彦議員 …… 16
「１　佐賀広域消防局の消防行政について」
◎答弁者：消防副局長兼総務課長（嶋勝寿）
消防副局長兼警防課長（青木謙一郎）
情報指令課長（田中義紀）
「２　高齢者の増加による要介護者の現状と介護サービスについて」
◎答弁者：総務課長兼業務課長（秀島智英）
認定審査課長兼給付課長（古賀愛康）
◎稲葉嵩広議員 …… 22
「１　災害時における効率的な消防力の投入について」

◎答弁者：消防副局長兼警防課長（青木謙一郎）
「２　熱中症患者の搬送データの活用について」
◎答弁者：消防副局長兼警防課長（青木謙一郎）
◎諸冨八千代議員 …… 26
「１　熱中症による救急搬送の現状と対策について」
◎答弁者：消防副局長兼警防課長（青木謙一郎）
「２　介護保険料の今後の見通しについて」
◎答弁者：総務課長兼業務課長（秀島智英）
認定審査課長兼給付課長（古賀愛康）
◎吉川正剛議員 …… 29
「１　心肺停止傷病者に対する胸骨圧迫の重要性について」
◎答弁者：消防副局長兼警防課長（青木謙一郎）
「２　住宅用火災警報器について」
◎答弁者：予防課長（笹川宗好）
◎岡山香織議員 …… 35
「１　西分署の現状と課題」
◎答弁者：消防副局長兼総務課長（嶋勝寿）
〔当日配付資料〕
・諸報告 …… 38
・委員会付託区分表 …… 38

【８月10日（月）】

●第18号～第25号議案
○委員長報告の省略 …… 41
○討論 …… 41
○採決 …… 41
●議決事件の字句及び数字等の整理 …… 41
●会議録署名議員指名（堤克彦議員、村岡卓議員） …… 41
●閉会 …… 41
〔当日配付資料〕
・委員会審査報告書 …… 42

●８月定例会議案等

広域連合長提出議案		
第18号議案	令和７年度佐賀中部広域連合一般会計歳入歳出決算	令和８年８月10日　認定
第19号議案	令和７年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算	令和８年８月10日　認定
第20号議案	令和７年度佐賀中部広域連合消防特別会計歳入歳出決算	令和８年８月10日　認定
第21号議案	令和８年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算（第１号）	令和８年８月10日　可決
第22号議案	令和８年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計補正予算（第１号）	令和８年８月10日　可決
第23号議案	令和８年度佐賀中部広域連合消防特別会計補正予算（第１号）	令和８年８月10日　可決
第24号議案	佐賀中部広域連合公告式条例の一部を改正する条例	令和８年８月10日　可決
第25号議案	消防救急デジタル無線システム更新整備事業委託契約の締結について	令和８年８月10日　可決

報告書等		
介護・広域委員会審査報告書		
消防委員会審査報告書		
第３号報告	令和７年度佐賀中部広域連合消防特別会計継続費繰越計算書の報告について	
第４号報告	令和７年度佐賀中部広域連合消防特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	
第５号報告	令和７年度佐賀中部広域連合消防特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について	
第６号報告	専決処分の報告について	
議決事件の字句及び数字等の整理について		令和８年８月10日　決定

一般質問項目表

○　一　般　質　問

佐賀中部広域連合議会

令和８年８月定例会

質問順	氏　　名	質問方式	質　　問　　事　　項
1	諸泉　定次	一問一答	1　佐賀消防署の救急出動の改善 (1) 救急出動に応じた車両と職員数の対応 (2) 日勤救急隊の現状 2　防災学習広場の利用状況 過去３年間の利用状況と関係機関への利用を呼びかける周知方法は 3　西分署の改築計画の見通し 4　ケアマネジャーの配置状況 (1) 地域的に偏りはないのか (2) 処遇改善の状況や更新制の見直し (3) 経験の差の解消策は 5　介護事業所の参入状況と休止・廃止の現状 (1) 新規参入の現状と指導は (2) 休止・廃止傾向をどうとらえているのか 6　介護事業所での虐待防止策 (1) 管内で起こった虐待の対応は (2) 各事業者への虐待防止策の指導は
2	古賀　公彦	一問一答	1　佐賀広域消防局の消防行政について (1) 災害の多様化と複雑化について (2) 高齢化社会と過疎化の影響について (3) 救急・災害現場で活動する職員のメンタルケアの取り組みについて (4) 消防力の強化と組織体制について (5) 通信指令システム及び消防・救急デジタル無線システムについて 2　高齢者の増加による要介護者の現状と介護サービスについて (1) 高齢者人口及び要介護者の現状について (2) 要介護認定について (3) 介護サービスについて (4) 地域支援事業について
3	稲葉　嵩広	一問一答	1　災害時における効率的な消防力の投入について 2　熱中症患者の搬送データの活用について
4	諸冨　八千代	一問一答	1　熱中症による救急搬送の現状と対策について (1) 予防啓発の実施状況 (2) 夏季の救急需要増への対応 (3) 隊員の熱中症対策 2　介護保険料の今後の見通しについて (1) 保険給付費の推移について (2) 介護予防などの重度化防止の取り組みについて (3) 介護給付費基金のこれまでの活用方針について (4) 介護保険料の上昇抑制について
5	吉川　正剛	一問一答	1　心肺停止傷病者に対する胸骨圧迫の重要性について 2　住宅用火災警報器について

6	岡山　香織	一問一答	1　西分署の現状と課題 (1) 西分署前道路の交通渋滞が緊急出動に及ぼす影響について (2) 西分署整備の基本コンセプトについて (3) 整備による消防・救急体制の充実について (4) 将来を見据えた西分署の役割と持続可能な施設整備について

令 和 ８ 年 ８ 月 ５ 日

令和８年８月５日（水）　　午前10時00分～午後２時10分

出　席　状　況

議席番号・議員氏名	①	②	③	議席番号・議員氏名	①	②	③
1．坂　口　絹　代	○	○	○	11．西　岡　真　一	○	○	○
2．古　賀　公　彦	○	○	○	12．諸　冨　八千代	○	○	○
3．堤　　克　彦	○	○	○	13．稲　葉　嵩　広	○	○	○
4．諸　泉　定　次	○	○	○	14．宮　﨑　　健	○	○	○
5．吉　田　　守	○	○	○	15．江　原　新　子	○	○	○
6．白　石　昌　利	○	○	○	16．藤　田　佳　典	○	○	○
7．吉　富　光三郎	○	○	○	17．山　田　誠一郎	○	○	○
8．古　川　輝　英	○	○	○	18．村　岡　　卓	○	○	○
9．吉　川　正　剛	○	○	○	19．重　田　音　彦	○	○	○
10．岡　山　香　織	○	○	○	20．重　松　　徹	○	○	○

【凡例】会議時間：①10:00～10:44　②10:55～11:54　③13:00～14:10　○：出席　欠：欠席

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	坂井英隆	副広域連合長	香月正則
副広域連合長	南里　隆	副広域連合長	實松尊徳
副広域連合長	伊東健吾	副広域連合長	坂井　元
事務局長	樅木　豊	消防局長	上野良知
総務課長兼業務課長	秀島智英	消防副局長兼総務課長	嶋　勝寿
認定審査課長兼給付課長	古賀愛康	消防副局長兼警防課長	青木謙一郎
予防課長	笹川宗好	情報指令課長	田中義紀
佐賀消防署長	三好泰治		

会議に出席した議会事務局職員

議会事務局長	出見秀人	議会事務局参事	秀島智英
議会事務局副局長	北村康祐	議会事務局書記	片山寛康
議会事務局書記	北村新祐	議会事務局書記	中島　優

本　日　の　案　件

●開会

●令和８年熊本地震の犠牲者に対する黙禱

●会期決定

●諸報告

●以下の議案の上程、提案理由説明、質疑、委員会付託

○第18号議案　令和７年度佐賀中部広域連合一般会計歳入歳出決算

○第19号議案　令和７年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算

○第20号議案　令和７年度佐賀中部広域連合消防特別会計歳入歳出決算

○第21号議案　令和８年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算（第１号）

○第22号議案　令和８年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計補正予算（第１号）

○第23号議案　令和８年度佐賀中部広域連合消防特別会計補正予算（第１号）

○第24号議案　佐賀中部広域連合公告式条例の一部を改正する条例

○第25号議案　消防救急デジタル無線システム更新整備事業委託契約の締結について

●広域連合一般に対する質問

氏　　名	質　問　事　項
諸　泉　定　次	1　佐賀消防署の救急出動の改善 2　防災学習広場の利用状況 3　西分署の改築計画の見通し 4　ケアマネジャーの配置状況 5　介護事業所の参入状況と休止・廃止の現状 6　介護事業所での虐待防止策
古　賀　公　彦	1　佐賀広域消防局の消防行政について 2　高齢者の増加による要介護者の現状と介護サービスについて
稲　葉　嵩　広	1　災害時における効率的な消防力の投入について 2　熱中症患者の搬送データの活用について
諸　冨　八千代	1　熱中症による救急搬送の現状と対策について 2　介護保険料の今後の見通しについて
吉　川　正　剛	1　心肺停止傷病者に対する胸骨圧迫の重要性について 2　住宅用火災警報器について
岡　山　香　織	1　西分署の現状と課題

● 開　　会

◇議長（山田誠一郎議員）

おはようございます。ただいまから令和８年８月佐賀中部広域連合議会定例会を開会します。

● 令和８年熊本地震の犠牲者に対する黙禱

◇議長（山田誠一郎議員）

会議に入ります前に、７月28日に発生しました令和８年熊本地震により被災され、犠牲となられた方々に対しまして、謹んで哀悼の意を表すために、ただいまから黙禱をささげたいと思います。

皆様御起立をお願いします。

黙禱。

〔黙　　禱〕

お直り、御着席ください。

これより本日の会議を開きます。

● 会期決定

◇議長（山田誠一郎議員）

初めに、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日から８月10日までの６日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、会期は本日から８月10日までの６日間と決定しました。

なお、会期中の議事は、お手元の日程表のとおり進めます。

● 諸　報　告

◇議長（山田誠一郎議員）

次に、日程により諸報告を行います。

報告の内容は、お手元の報告第２号のとおりです。これにより御承知をお願いします。〔諸報告（38ページ掲載）〕

● 議案上程

◇議長（山田誠一郎議員）

次に、日程により第18号から第25号、以上の議案を一括して議題とします。

なお、これとは別に、令和７年度佐賀中部広域連合消防特別会計継続費繰越計算書の報告について外３件が第３号から第６号報告として提出されておりますので、申し添えます。

● 提案理由説明

◇議長（山田誠一郎議員）

広域連合長に提案理由の説明を求めます。

○坂井英隆広域連合長

おはようございます。本日、佐賀中部広域連合議会定例会を招集し、当面する諸案件につきまして、御審議をお願いすることになりましたので、これら提出議案の概要について御説明いたします。

はじめに、第18号から第20号までの議案は、令和７年度の一般会計及び特別会計の決算の認定について、お諮りするものであります。

次に、補正予算議案について御説明いたします。

今回の補正予算は、令和７年度決算に伴う措置など、必要最小限の補正措置を講じております。

第21号議案「一般会計補正予算（第１号）」は、補正額約5,310万円で、補正後の予算総額は、約20億4,445万円となっております。

第22号議案「介護保険特別会計補正予算（第１号）」は、補正額約12億8,726万円で、補正後の予算総額は、約335億3,194万円となっております。

第23号議案「消防特別会計補正予算（第１号）」は、補正額約6,617万円で、補正後の予算総額は、約62億5,935万円となっております。

なお、各補正予算の細部については、歳入歳出補正予算事項別明細書等により、御審議をお願いいたします。

次に、条例議案等について御説明いたします。

第24号議案「佐賀中部広域連合公告式条例の一部を改正する条例」は、地方自治法の一部改正を踏まえ、条例の公布に必要な広域連合長の署名に代わる措置の追加等を行うものです。

第25号議案「消防救急デジタル無線システム更新整備事業委託契約の締結について」は、平成26年から運用を開始した当該無線システムの経年劣化等に対応するため、更新整備を行うものであり、令和10年度の完了を予定しております。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

● 議案に対する質疑

◇議長（山田誠一郎議員）

これより議案に対する質疑を行いますが、これまでに通告がありませんので、これをもって議案

に対する質疑を終わります。

●　議案の委員会付託

◇議長（山田誠一郎議員）

次に、日程により議案の委員会付託を行います。

第18号から第25号、以上の議案については、お手元の委員会付託区分表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。〔委員会付託区分表（38ページ掲載）〕

●　広域連合一般に対する質問

◇議長（山田誠一郎議員）

次に、日程により広域連合一般に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

○諸泉定次議員

おはようございます。小城市の諸泉であります。

まず初めに、冒頭お話がありましたように、７月28日の熊本地震で亡くなられた方々にお悔やみを申し上げるとともに、被災された方々にお見舞い申し上げ、一刻も早い復興をお祈り申し上げます。

また、佐賀広域消防局におかれましては、緊急消防援助隊の出動で、大変御苦労さまでございます。

さて、２月議会は私一人でしたが、今回、６人の通告で、大変喜んでおります。

それでは、通告により質問をいたします。

まず初めに、消防行政について質問をいたします。

佐賀消防署の救急出動の改善について、私も何回も質問していますが、特に、佐賀消防署における救急出動が佐賀広域消防局管内で突出して多い。管内６署ある中で、救急出動の半数以上となっています。それだけ佐賀消防署における救急出動が多い。

そこでまず、佐賀消防署で突出した救急出動を緩和するためにも、救急出動に応じた車両の配備や救急隊員数の配備が適切なのか、要するに救急車も隊員も適切な配備なのか。

一般行政なら、忙しい部署に、そうでない部署からの応援の人員の割当てができますが、消防署は各署で火災、救急でいざというときの人員配置ですから、異動ができない。佐賀消防署は適正な車両と人員なのか疑問があり、次の点について質問をいたします。

まず、救急出動件数に応じた車両対応と職員数の検討はされているのか。

次に、今年発足した日勤救急隊は、高齢隊員や産休明けの隊員の活躍の場をつくる目的で発足しましたが、救急出動で集中している佐賀消防署の緩和に一役買っていると聞きます。

そこで、日勤救急隊の現状について質問をいたします。

次に、防災学習広場の利用状況について質問いたします。

防災学習広場は、現在の広域消防局を新築する際に、私も全国各地の県庁所在地の消防署にこういう施設があるのに、佐賀で体験できる施設がないということで、防災学習広場の建設を強く働きかけてきたところです。

そこで、この防災学習広場の過去３か年の利用状況、小学生の利用状況がどうなのか。佐賀市内の子供たちはもちろん、佐賀市以外の子供たちの利用状況がどうなのか、質問します。

また、周知方法についてどのようになされているのか、質問をいたします。

消防の最後の質問ですが、西分署の改築計画がどうなっているのか。これは佐賀消防署の負担を改善する上からも極めて大事な案件です。この後、西分署移転計画について、後の議員の通告もあっていますので、簡潔な答弁をお願いいたします。

次に、介護行政について質問いたします。

介護保険を使う場合、まず最初に相談するのはケアマネジャーです。このケアマネジャーについても、一昨年質問した際、佐賀県はケアマネジャーの合格率が大変低く、少ない人員でした。今日、合格率は若干上昇したとのことですが、それでも利用者数からいえば少ないと思われます。

そこで、利用者の生活圏、つまり自分の居住地から近くて相談しやすい場所にケアマネジャーがいるのか。当然、佐賀市に集中するのは理解しつつも、佐賀市以外の広域連合管内での市町村単位ではなく、それこそ生活圏での、地域的に、介護

施設について、現状は脊振地区は空白地区ですが、そういった生活圏での偏りはないのか。

各事業所のケアマネジャーとおたっしゃ本舗に配置されているケアマネジャーは利用数に応じて偏りなく配置されているのか、質問いたします。

また、ケアマネジャーの質の向上について、経験の差についてどのように対応されているか。また、処遇改善や免許更新申請がどうなっているのか。この免許更新制度が廃止されるとのことですが、どうなっているのか。

そして、介護報酬は審議会等で決められますが、とにかく報酬が安い。他の産業と比較しても、介護関係の報酬は安い。そのため、辞める人もいる。毎年、介護報酬のアップに向けた見直しがなされていますが、それがきちんと反映されているのか。そういった介護関係者が少しでも安心して働ける環境をつくらないと、今後、どんなにＡＩが発達しても、介護の職場は人が全てです。その意味では、人を大事にする、離職者を増やさないために、処遇改善の実施の検証がどうなされているのか、質問いたします。

次に、これまで介護保険の報酬引下げでの廃業、倒産、離職者の問題を質問してきましたが、今回は広い意味での介護施設の新規参入の現状や指導はどうなっているのか、また、介護事業所の休止、廃業傾向をどう捉えているのか、質問します。

次に、今年、広域連合管内で、ある事業所において高齢者虐待が明るみになりました。

そこで、広域連合としてその事業所にどのように対応されたのか、そして、虐待防止策の指導はどうされたのか、質問をいたします。

以上で総括質問とし、あとは一問一答といたします。

○消防副局長兼警防課長（青木謙一郎）

おはようございます。私のほうから、１項目めの佐賀消防署の救急出動の改善についてをお答えします。

まず、１点目の救急出動件数に応じた車両対応と職員数の対応についてをお答えします。

本局で運用している救急隊は、１隊当たり救急車１台、隊員３名で、全16隊を運用しています。

そのうち、佐賀消防署では５隊運用し、その内訳は、本署に２隊、今年度４月に新設した日勤救急隊を１隊、西分署と東分署に各１隊となっております。

令和７年中の佐賀消防署の出動件数は9,514件で、局全体の件数は１万8,938件の約50％となっております。

このような状況の中、救急需要が逼迫したときには、佐賀消防署と警防課が協力し隊員を確保して、臨時救急隊を機動的に立ち上げ、対応しているところです。

次に、２点目の今年度４月から運用を開始した日勤救急隊の現状についてをお答えします。

本局で運用している通常の救急隊は、24時間体制で運用を行っております。本年４月から運用している日勤救急隊は、救急体制の強化を図るため、平日のみではありますが、救急需要が多い日中を主に佐賀消防署から出動し、救急対応している現状であります。

以上でございます。

○佐賀消防署長（三好泰治）

おはようございます。私のほうからは、２項目めの本局１階に整備しております防災学習広場の利用状況と利用を呼びかける方法についてお答えいたします。

まず初めに、過去３年間の利用者総数と小学生の利用状況についてでございますが、令和５年度に防災学習広場を御利用いただいた方の合計は1,683名でございました。このうち、小学生の利用は502名となっており、学校単位での利用は、佐賀市内の小学校で３校63名、佐賀市以外の小学校が１校６名となっております。

次に、令和６年度でございますが、利用者の合計が3,487名で、このうち、小学生の利用が816名、学校単位では、佐賀市内の小学校で５校241名、佐賀市以外の小学校からの御利用はございませんでした。

最後に、令和７年度でございますが、利用者の合計が4,016名で、このうち、小学生の利用が1,321名、学校単位での利用は、佐賀市内の小学校が12校451名、佐賀市以外の小学校の利用は４

校120名となっております。

このように、過去の利用状況を見ますと、小学生の利用につきましては、学校単位で授業の一環として利用されるよりも、家族や地域活動としての利用が多い状況でございます。

また、最近では夏休みを中心に放課後等デイサービスを利用されている子供たちの防災教育の場として、多くの事業所から御利用いただいているところでございます。

次に、利用を呼びかける方法についてですが、佐賀市内だけに限らず、消防局管内全ての小中高校に対しまして、ポスターやリーフレットの配付を通じて利用を呼びかけております。

また、消防局のホームページやＳＮＳ、さらには大型商業施設に設置されておりますデジタルサイネージを活用するなど、様々な年代の方により多く利用していただけるよう、引き続き利用促進に取り組んでまいります。

以上でございます。

○消防副局長兼総務課長（嶋勝寿）

おはようございます。私のほうからは、３項目めの西分署の改築計画の見通しについての御質問にお答えします。

西分署の移転整備につきましては、これまで現地での建て替えの可能性や、移転を前提とした整備の方向性を検討し、あわせて、移転先となる候補地区についても検討を進めてきたところです。

現在は事業用地の確保に向け、佐賀中部広域連合の運営に関する協定書に基づき、本局から移転候補地区を佐賀市へお示しし、連携しながら協議を進めているところでございます。

今後、事業用地の取得後、建築に係る設計及び工事に約２年を見込んでおります。また、用地に造成が必要な場合は、造成に係る設計及び工事に１年から２年程度を要することから、完成までにはさらに期間を要することとなります。

西分署の移転整備につきましては、将来にわたり安定した消防救急体制を確保するための重要な事業であると認識しております。このため、今後も佐賀市をはじめとする関係市町と連携を図りながら、計画的かつ着実に事業を進めてまいります。

以上でございます。

○認定審査課長兼給付課長（古賀愛康）

おはようございます。私からは、４項目めのケアマネジャーの配置状況についてお答えいたします。

まず、介護サービスの相談先といたしまして、生活圏域ごと１か所、おたっしゃ本舗の名称で地域包括支援センターを配置しております。そこに在籍するケアマネジャーが、地域の方に対しまして、介護サービスについての相談対応や、要支援の方が介護サービスを利用するために必要なケアプランの作成などを行っております。

また、要介護の方のケアプランにつきましては、居宅介護支援事業所に在籍するケアマネジャーが作成することになりますが、中山間地など、生活圏域によっては、居宅介護支援事業所が少ない場合がございます。そのような地域の要介護の方から、おたっしゃ本舗や広域連合などへ介護サービスに関する相談があった場合には、居宅介護支援事業所へつながるよう支援をしております。

次に、処遇改善の状況でございますが、令和８年度の介護報酬改定において、処遇改善加算の対象サービスが拡大され、今年６月からは、居宅介護支援事業所やおたっしゃ本舗につきましても加算の対象となりました。

本広域連合といたしましては、今年５月に実施しました集団指導や事業所等に対する運営指導、メールなどにより処遇改善加算の改正内容について広く周知を行うことで、加算の取得を促進しております。その結果、対象事業所等の取得状況は現時点で約73%となっております。

また、ケアマネジャー資格の更新制につきましては、質の確保や向上などを目的に、５年ごとに法定研修を受講し、更新手続を行うこととなっております。しかしながら、ケアマネジャーの時間的、経済的な負担が大きいことなどの理由により、令和８年６月に介護保険法が改正、公布され、公布日から１年半以内に更新制の廃止と研修の見直しが予定されております。

研修の見直しにつきましては、国において、ケアマネジャーの負担軽減や研修の質の確保を目的

として、オンライン受講や教材の一元作成、研修時間数の縮減などが検討されているところです。

ケアマネジャーの質の向上を目的とした取組につきましては、実地型と座学型の研修を実施しております。

まず、実地型の研修といたしましては、ベテランの主任ケアマネジャーと経験の浅い初任ケアマネジャーがペアとなり、それぞれの現場に同行し、相互研さんにより質の向上を図ることを目的とした地域同行型研修を実施しております。

座学研修といたしましては、本広域連合の単独で実施する研修と、佐賀中部広域介護支援専門員協議会との共催で行う研修や、地域包括支援センター職員等を対象とした研修を実施し、ケアマネジャーのスキルアップを図っております。

また、居宅介護支援事業所への運営指導の際にはケアプラン点検も実施しており、対話を通じてケアマネジャーへ気づきを促し、資質の向上を図っているところです。

次に、５項目めの介護事業所の参入状況と休止、廃止の現状についてお答えいたします。

まず、介護事業所の新規参入の現状でございますが、直近３か年度の令和５年度から令和７年度におきましては、毎年度30事業所前後で推移しております。

開設までの流れといたしましては、開設者から事前に相談を受け、事業内容や法に定める運営基準に適合していることの確認を行い、要件を満たすことで開設することとなります。

介護事業所への指導といたしましては、開設後３年以内に運営指導を実施し、運営基準等を確認しながら、適切な運営を促しております。

また、介護事業所の休止・廃止件数につきましては年々増加の傾向となっており、主な理由は職員不足によるものでございます。よって、介護職員の人材確保や定着が喫緊の課題であると認識しており、来年度からの第10期介護保険計画の策定に向けて、今後、対策を検討していくこととしております。

最後に、６項目めの介護事業所での虐待防止策についてお答えいたします。

まず、本広域連合で管轄する事業所において虐待が発生した場合の対応でございますが、事業所職員等の虐待認定を行う構成市町や、必要に応じて県などの関係機関と連携しながら立入検査を実施することとなります。その結果、構成市町が虐待を認定した場合は、事業所に対して改善計画の提出を求めることとしております。また、事業所において、虐待防止への対策や対応などが十分でない場合は、本広域連合において再発防止などの改善勧告等を行うことになります。

介護事業所が講じる虐待防止対策に対する指導につきましては、国が定める運営基準において、事業所における虐待防止対策委員会の設置や指針の整備、職員への研修の実施が義務づけられております。

本広域連合におきましては、毎年実施している集団指導の中で、国や県内の虐待発生状況や運営基準について説明を行っております。また、事業所に対する運営指導におきましても、運営基準に即した虐待防止の取組の実施状況について確認を行っております。

以上でございます。

○諸泉定次議員

それでは、一問一答に移らせていただきます。

まず、消防行政についての一問一答でございます。

先ほど総括の中で答弁されましたように、佐賀消防署の救急出動は全体の約50％ということであります。そのために、この佐賀消防署においての救急車の台数拡充のための配備計画見直しなどは検討されているのか、質問をいたします。

○消防副局長兼警防課長（青木謙一郎）

本局の救急車両の配備計画については、日勤救急隊のほか、救急需要の逼迫時には臨時救急隊も加え、運用しているところでございます。

今後、日勤救急隊の運用成果や地域ごとの救急出動の動向を精査しながら、配備計画見直しの検討も含め、状況を見ていきたいと思います。

以上でございます。

○諸泉定次議員

そこで、先ほど言われたように、佐賀消防署の

救急出動は非常に多いということで、救急隊員の負担軽減のための施策、対策はどのようにされているのか、質問いたします。

○消防副局長兼総務課長（嶋勝寿）

総括質問の答弁でも触れましたが、令和７年の救急出動件数を見ますと、消防局全体の救急出動件数、年間約１万9,000件のうち、おおむね７割が佐賀市に集中しており、２分署を含む佐賀消防署の救急隊５隊で全体の５割に当たる約9,000件に出動をしています。特に、救急要請が多い旧佐賀市内に出動する佐賀消防署や西分署の救急隊に相当の負担があることは承知しております。

さらに、気候変動や高齢化の進展等により救急要請件数も年々増加傾向にあります。このことから、近年増加する救急要請に対応するため、令和８年４月１日には消防局警防課に日勤救急隊１隊を創設、運用を開始しました。

この日勤救急隊は、高齢期職員の活躍する場として、または育児休業明けの職員の復職支援の目的も兼ねて創設したものですが、佐賀消防署管内の救急出動件数が日勤救急隊に分散されることにより、佐賀消防署の救急隊の負担軽減に一定の効果があることを確認しております。

このほか、職員の負担に偏りがないよう人員配置の適正化に努めているところです。

以上でございます。

○諸泉定次議員

そこで、いろいろ答弁されていますけれども、先ほど答弁の中にもありましたけれども、地球温暖化ということで、佐賀市でも、県内においても40度を超える酷暑日というような異常な気象が出てきております。この傾向は地球規模ですから、とてもすぐに来年改善されるというのはないと思います。そういう状況の中で、佐賀消防署、西分署も含めてですが、非常に救急出動が多い、人員も足りない、そういう状況の中で、佐賀消防署における救急隊の増員に向けた見直しというのがあるのかどうか、質問いたします。

○消防副局長兼総務課長（嶋勝寿）

佐賀消防署の救急隊は、ほかの救急隊に比べて出動件数が多く、負担が大きいことは承知しておりますが、先ほど答弁しましたとおり、日勤救急隊を創設したことにより負担軽減の効果も確認されていることから、直ちに救急隊員の増員が必要とは考えておりません。

今後も引き続き救急要請件数の推移や地域の実情、職員への負担など、総合的に分析しながら、現有消防力の効果的な活用について研究してまいります。

以上でございます。

○諸泉定次議員

そこで、度々出ております日勤救急隊の活躍ですね、今年創設されましたけれども、そこで、当座は人員も増やせないということであるならば、この日勤救急隊の台数拡充のための計画がどうなっているのか、あるのかどうか、質問をいたします。

○消防副局長兼警防課長（青木謙一郎）

本年４月に導入した日勤救急隊の運用により、通常救急隊の隊員からは、救急出動以外の事務処理を行う時間が十分取れるようになった、また、休息時間が取れるようになったなど、負担軽減になっているとの意見を聞いております。

さらには、現場到着の平均時間が昨年の９分６秒から８分30秒になり、約36秒短縮になるなど、効果も出ております。

今後の台数拡充などについては、出動データの分析や現場職員の意見を十分に聴取、検証した上で、持続可能な救急体制の構築に向けて、総合的に判断していきたいと考えております。

以上でございます。

○諸泉定次議員

先ほどから答弁されておりますけれども、救急隊員だけにとどまらず、消防職員の皆さんは、この酷暑、猛暑の中で重装備をして出動されているということでは、あまりにも負担が偏らないように、そして、これ以上負担が重くならないように十分配慮していただくことをお願いして、消防に対する一問一答を終えていきたいと思います。

それでは、介護行政について一問一答をさせていただきます。

まず、ケアマネジャーの資格取得や配置状況、

これが具体的にどうなっているのか、質問をいたします。

○認定審査課長兼給付課長（古賀愛康）

ケアマネジャーになるために必要な資格試験である介護支援専門員実務研修受講試験について、佐賀県における過去３か年の実施状況といたしましては、令和５年度は受験者431人のうち合格者は59人で、合格率は13.7%、令和６年度は受験者451人のうち合格者は117人で、合格率は25.9%、令和７年度は受験者391人のうち合格者は83人で、合格率は21.2%となっております。

また、本広域連合管内の事業所におけるケアマネジャーについて、過去３か年の配置状況といたしましては、令和５年度398人、令和６年度413人、令和７年度412人となっております。

以上でございます。

○諸泉定次議員

先ほど答弁いただきましたように、令和５年度はケアマネジャーの合格率が13%台と、極めて少なかったですね。その後、令和６年度、令和７年度、若干の違いはありますけど、20%台になったということでありますけれども、なかなか絶対数が不足している状況の中で、さらに検討していただきたいと思います。

そこで、次の一問一答ですけれども、経験豊富なケアマネジャーと経験の浅いケアマネジャー、この方々の合同研修やスキルアップのための研修の実施状況はどのぐらいあっているのか、質問をいたします。

○認定審査課長兼給付課長（古賀愛康）

まず、少人数で行う実地型の地域同行型研修につきましては、令和５年度、主任ケアマネジャー６人、初任ケアマネジャー６人、令和６年度、主任ケアマネジャー３人、初任ケアマネジャー２人、令和７年度は主任ケアマネジャー４人、初任ケアマネジャー３人となっております。

次に、座学研修でございますが、本広域連合単独開催の介護支援専門員研修につきましては、令和５年度197人、令和６年度137人、令和７年度134人、介護支援専門員協議会との共催の研修につきましては、令和５年度286人、令和６年度235人、令和７年度は191人となっています。

地域包括支援センター職員等研修につきましては、令和５年度130人、令和６年度204人、令和７年度210人となっております。

なお、座学研修につきましては、研修実施後にケアマネジャーへアンケートを実施しており、次回開催の際は、ケアマネジャーの要望に沿ったテーマで開催することとしております。

以上でございます。

○諸泉定次議員

このスキルアップのための研修ですね、座学研修ということでは参加はそれなりにありますけれども、私がちょっと気にしているのは、地域同行型研修ということで、一緒に行動をして、令和５年度は主任ケアマネジャーが６人、初任ケアマネジャーが６人ということなんですが、翌年度以降からは３人とか４人とかちょっと減っているんですよね。実際行動して、いろんなことを学ぶ、経験豊富な人とそうでない方。座学というのは研修です。みんなが多く集まって研修する。そっちのほうは多いんですけれども、こういうふうに実際行動をするというときになって、私が１つ思うのは、少ないのは皆さんが忙し過ぎるからです。なかなかそういう時間が取れないということがあります。それぐらいケアマネジャーも、報酬が低い割には介護の職場がやたら忙しいということですので、そこら辺も十分考慮したスキルアップの取組をこれから広域連合としても努力していただきたいと思います。

最後の一問一答ですけれども、介護サービスが地域によって偏りがないように何か対策を講じる必要があるのではないかというふうに思いますけれども、これについて質問をいたします。

○認定審査課長兼給付課長（古賀愛康）

地域における介護サービスの供給状況につきましては、運営指導の際に介護事業所へヒアリングを行っております。特に、訪問介護事業所から、ヘルパー不足の声が上がっているところです。

今後は運営指導の機会だけではなく、さらに、地域全体の介護サービスの供給状況を把握する必要があると考えているところから、ケアマネ

ジャーに対して、アンケート調査を実施することとしております。

その結果を踏まえまして、次期計画である第10期介護保険事業計画を策定する中で対策を検討してまいります。

以上でございます。

○諸泉定次議員

以上で私の質問を終えます。

◇議長（山田誠一郎議員）

ここでしばらく休憩します。

会議は午前10時55分に再開します。

午前10時44分　休　憩

午前10時55分　再　開

◇議長（山田誠一郎議員）

休憩前に続き会議を開きます。

広域連合一般に対する質問を続けます。

○古賀公彦議員

おはようございます。多久市の古賀公彦です。通告しております佐賀広域消防と介護保険について総括質問を行います。

佐賀広域消防は、平成12年４月１日に佐賀市消防本部、多久市消防本部、佐賀郡消防事務組合消防本部及び小城地区消防事務組合消防本部が合併し、平成15年４月に新たに佐賀中部広域連合佐賀広域消防局として発足。その後、平成25年４月に神埼地区消防事務組合消防本部と合併し、今に至っているわけであります。

広域消防として発足してから、はや26年が経過しております。この間、これまでの消防行政における課題と、それに対する取組についてお伺いしたい。

次に、介護保険についてですけれども、介護保険制度は平成12年に創設され、40歳以上の全員が保険料を支払い、高齢や病気で介護が必要になったときに、社会全体でその費用をサポートする公的保険であります。また、介護認定されると、サービス費用の１割から３割の自己負担、所得に応じた負担割合でありますが、訪問介護や施設への入所などを利用できる制度であります。

高齢者の増加による要介護者の現状や介護認定審査会の概要、また、介護サービスの内容についてお聞きしたい。

まず初めに、高齢者人口と要介護者の現状について、広域連合の高齢者人口と高齢化率、75歳以上の後期高齢者人口及び要介護・要支援認定者数をお伺いしたいと思います。答弁のほどをよろしくお願いします。

２回目から一問一答で行いたいと思います。よろしくお願いします。

○消防副局長兼総務課長（嶋勝寿）

私からは、１項目めの佐賀広域消防局の消防行政についての御質問で、消防行政のこれまでの課題と取組についてお答えします。

佐賀広域消防局は、災害の多様化、大規模化や高度化する消防需要に対応するため、消防力の強化と効率的な消防行政の推進を目的として平成12年に発足し、本年で26年を迎えました。

この間、消防署所の一体的な運用、高度な専門部隊の整備、救急体制の充実、消防車両、資機材の計画的な整備、人材育成などに取り組み、広域化の効果を生かしながら、災害対応力の向上と住民サービスの充実を図ってまいりました。

一方で、この26年間において、消防行政を取り巻く環境は大きく変化しています。発足当時は組織統合による効率的な運営や消防力の充実が主な課題でしたが、現在では人口減少や少子高齢化の進展、救急需要の増加、大規模化、激甚化する自然災害への対応、消防施設設備の老朽化、人材の確保育成など、課題も大きく変化しております。

こうした環境の変化に対応するため、本局では、消防施設設備の計画的な更新をはじめ、大規模災害を見据えた資機材の整備や広域的な訓練の実施に取り組んでまいりました。

また、本年４月からは新たに日勤救急隊の運用を開始し、増加する救急需要への対応を図るなど、社会情勢や地域の実情を踏まえた見直し、改善を進めております。

今後も広域化の成果を基盤としながら、社会情勢や消防需要の変化を的確に捉え、消防力の維持強化に向けた必要な見直しを進めるとともに、将来にわたり持続可能で災害に強い消防体制の構築

に努めてまいります。

以上でございます。

○総務課長兼業務課長（秀島智英）

私からは、２項目めの本広域連合における令和８年６月末現在での総人口、高齢化率、75歳以上の後期高齢者人口、要介護・要支援認定者数についてお答えします。

総人口は全体で33万1,183人です。内訳は、佐賀市22万4,204人、多久市１万7,147人、小城市４万3,843人、神埼市２万9,817人、吉野ヶ里町１万6,172人です。

高齢者人口は全体で10万1,399人です。内訳は、佐賀市６万7,037人、多久市6,742人、小城市１万3,399人、神埼市9,934人、吉野ヶ里町4,287人です。

高齢化率は全体で30.62％です。内訳は、佐賀市29.9％、多久市39.32％、小城市30.56％、神埼市33.32％、吉野ヶ里町26.51％です。

75歳以上の後期高齢者人口は全体で５万7,058人です。内訳は、佐賀市３万8,026人、多久市3,757人、小城市7,310人、神埼市5,657人、吉野ヶ里町2,308人です。

総人口が減少傾向にある中、高齢者人口は微増傾向となっており、高齢化率も上昇しております。

次に、要介護・要支援認定者数は全体で１万9,697人です。内訳は、佐賀市１万3,445人、多久市1,210人、小城市2,494人、神埼市1,869人、吉野ヶ里町679人です。

今後も要介護・要支援認定者数につきましては増加が見込まれます。

以上でございます。

○古賀公彦議員

それでは、これから一問一答でお願いします。

先ほど総括質問で、消防行政での課題と取組について、人口減少や少子高齢化、また、救急需要の増加など、大規模化、そして、激甚化する自然災害、消防施設設備の老朽化などが課題であるという回答があったと思います。取組としては、社会情勢や地域の実情を踏まえた見直しと改善を進めていくという回答がありましたので、では、ここから１項目めの佐賀広域消防局での消防行政について質問します。

近年、高齢化の進行により救急出動の増加、また、複雑多様化する災害への対応や高度化する通信救急システムの更新など、様々な問題があるのではないかと思われます。

そこで、質問です。

１点目、災害の多様化と複雑化についてですけれども、高層建築物の増加や交通の発達など、また、異常気象により自然災害の頻発化、激甚化が進んでいる中、地震や大雨による土砂災害など、多様化する災害に迅速に対応するための救助方法についてですけれども、せんだって７月28日16時27分に熊本地方を震源とするマグニチュード7.1の大きな地震がありました。人ごととは思えない激甚災害であります。心よりお見舞い申し上げます。

そこで、質問です。

現在、佐賀広域消防局では土砂災害に対する高度な技術を行うため、どのような隊がどのような特殊装備を備えているのか、お伺いしたいと思います。

○消防副局長兼警防課長（青木謙一郎）

現在、本局では、土砂災害などの災害救助に対応するため、高度な技術、装備を持つ特別救助隊と、さらに高度な技術、装備を持つ高度救助隊を配備しております。

これらの隊は、救助に関する学力、実技、体力の試験に合格した職員の中から編成し、高度な救助活動を行うため、特殊装備を保有しております。その特殊装備は、土砂崩れなどを感知する土砂監視センサー、堆積した瓦礫などの内部を探査する画像探査装置、地中に生き埋めになった要救助者の声や音などを検知する地中音響探査装置などを装備し、土砂災害などに備えております。

以上でございます。

○古賀公彦議員

ただいま回答がございまして、資料をもらったんですけれども、土砂崩れなどを感知する土砂監視センサー、それと、堆積した瓦礫などの内部を探査する画像探査装置、地中に生き埋めになった要救助者の声や音を検知する地中音響探査装置な

ど、高度な特殊装備があるということで、これも資料を頂きまして、佐賀県では地震等も少ないんですけれども、豪雨による土砂災害があるので、実際、こういうのも、ないときも訓練をされていると思いますけれども、今後ともこういうような技術を生かしながらやっていただきたいと思っております。

次に２点目、高齢化社会と過疎化の影響についてですけれども、管轄区域内、特に中山間地域です。高齢化の進展により、災害弱者の増加や救急需要の増大が進んでおります。また、地域コミュニティーの変化により、自主防災組織や消防団といった地域の救助力が低下しているため、消防本部の公助によるカバー範囲がより重要であると考えます。

そこで、質問ですけれども、高齢化による地域の救助力が低下していると考えられますので、消防は災害時に地域の共助力の向上のため、どのような関わりを持った対応ができるのか、お伺いしたいと思います。

○消防副局長兼警防課長（青木謙一郎）

本局では、日頃から地域共助力の要である消防団との連携訓練や消防団への訓練指導を行っております。また、各自治会などにも、地域からの依頼があれば、積極的に防火講話や応急手当講習などを行い、地域共助力の向上に努めているところです。

地域の救助力低下を防ぐためにも、引き続きこれらの取組の充実強化に努め、地域共助力の向上につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○古賀公彦議員

ありがとうございます。

実際、地域の共助力というのは、消防団、それとか、自主防災組織、自治会でもあっておりますけれども、その辺の強化を図られているということです。実際、自治会での防災訓練とかはされているところもあると思うんですけれども、今、防火講話と課長からお話しがありましたように、防災講話も今後啓発してほしいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に３点目、救急・災害現場における勤務環境の課題についてですけれども、消防職員は災害現場の苛酷な環境で業務を行っております。その際、強いストレス反応の影響への対処法はどうなっているのかということで質問しますけれども、救急・災害現場で活動する職員のメンタルケアについてです。どのように取り組んでいるのか、お伺いします。

○消防副局長兼総務課長（嶋勝寿）

消防職員は、その職業柄、災害現場において、時に目を覆いたくなるような悲惨な光景を目にする場面があります。火災現場においては、長時間にわたり炎にあおられたり、全身ずぶぬれになったまま活動を継続しなければならないなど、一般市民が日常では遭遇しない苛酷な環境で業務を行っています。その際に受ける心身への強いストレス反応により吐き気を催したり、強い動悸やけいれんを起こしたりすることが知られています。

本局では、災害現場などで強いストレスを感じた職員への対策として、惨事ストレスケア実施基準を定めております。この基準では、チェックリストによる自覚症状の自己診断やグループミーティングを行い、その結果、さらに対応が必要と認める職員には、産業医などの専門医療機関への相談やカウンセリングを受けさせるなどの支援体制を整備しています。

この惨事ストレスケア基準に基づき、直近では、令和８年７月28日に発生しました令和８年熊本地震において、本局から緊急消防援助隊として熊本県へ派遣した隊員にストレスチェックを行っています。

このほか、例年、メンタルヘルス研修を実施しております。これは災害現場における惨事ストレスや24時間勤務に伴うストレスなど、様々なストレスを職員自身で正しくマネジメントする知識を得ることによって、自分自身を守る方法を身につけること、メンタル不調を未然に予防すること、心と体の健康を向上させることを目的として実施しているものです。

今後も全ての職員が心の健康に不安なく業務に当たることができるよう、適正な労務管理に努め

てまいります。

以上でございます。

○古賀公彦議員

今、回答がありましたように、消防職員については、言われたように、現場で非常に苛酷な環境で業務を行っていますので、確かに本当に強いストレス反応があると思います。そういう専門医療機関もあるということを聞いておりますので、相談とかカウンセリングを受けさせる支援体制もしていると聞きました。

今後とも、こういうふうな職員については適正な労務管理を努めていただきたいと思います。

次に、４点目、消防力の強化と組織体制についてですけれども、広域化によって初動態勢や指揮系統の強化は図られているものの、限られた人員と予算の中で、各消防署や出張所間の連携をさらに深め、効率的な消防行政を維持していくための継続的な組織体制の検討が必要であると思います。

そこで、質問ですけれども、消防力の強化と組織体制について、消防力を強化するための組織体制をどのように考えているのか、お伺いします。

○消防副局長兼総務課長（嶋勝寿）

消防力を将来にわたり維持強化していくためには、人口減少や社会情勢の変化、消防需要の動向に対応しながら、持続可能な消防体制を構築していくことが重要であると考えております。

本局では、消防力の整備指針や地域の実情を踏まえながら消防署所を配置し、これまで消防署等の再編、整備を進めてまいりました。

さらに、新たな取組として、令和10年度から県内消防本部による通信指令業務の共同運用開始に向けた準備を進めております。

共同運用により、指令体制の強化や災害対応力の向上、人材の有効活用、システム整備の効率化に加え、大規模災害時における迅速な情報共有や円滑な応援体制の構築が期待され、県全体の消防力の向上につながるものと考えております。

今後も共同運用の状況を踏まえながら、将来の人口動態や救急需要、災害リスク、国や先進自治体の動向などを注視し、中・長期的な視点から消防署所の適正配置や組織体制の在り方について継続的に検討し、消防力の維持強化に努めてまいります。

以上でございます。

○古賀公彦議員

分かりました。

消防力の強化は必要と思います。人材が少ない中ですけれども、先ほど課長が言いましたように、人口減少や社会情勢の変化に伴って消防署所を配置して、再編とか整備に努めてきたということをお伺いしました。また、令和10年度ですかね、県内の消防本部による通信指令業務の共同運用を開始する予定であるということも聞いておりますので、先ほど課長が言いましたように、今後も中・長期的な視点で、人口動態や救急需要、災害リスクなどを踏まえ、消防署所の適正配置や組織体制の在り方を継続的に検討していただくようにお願いしていきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、最後になりますけれども、５点目、通信指令システム及び消防救急デジタル無線についてです。

119番通報を受け付ける高機能通信指令システムや消防救急デジタル無線は、無停止運用が求められる重要なインフラであります。高機能通信指令システムや消防救急デジタル無線の機能と特徴についてお伺いしたいと思います。

○情報指令課長（田中義紀）

最初に、高機能通信指令システムについて申し上げます。

高機能通信指令システムは、119番通報を確実かつ迅速に受け付け、災害現場へ最適な部隊を出動させるための消防活動における中核的なインフラであります。

主な機能としましては、通報者の電話番号やＧＰＳの情報等から災害発生場所を迅速に把握する位置情報の自動取得機能を搭載しております。また、災害の種別や出動基準に基づき、最適な消防車両を自動的に選定する機能など、災害対応の迅速化を図るため、多様な機能を備えております。

これらの機能を総合的に活用することで、通報受付から部隊出動までの一連の指令業務について、

より高度で効率的な運用を図っております。

次に、消防救急デジタル無線について申し上げます。

消防救急デジタル無線は、現場活動を支える重要な通信手段であり、携帯電話などの商用通信が利用できない災害時においても運用が可能であることから、消防活動に不可欠な通信基盤となっております。

機能と特徴としましては、デジタル無線の通信内容は暗号化されており、災害情報や個人情報の秘匿性を確保できる仕組みを備えております。また、複数の部隊が同時に活動する大規模な災害においても通信が混線しにくい構造のほか、音声通信に加えて、位置情報や活動状況などのデータ伝送にも対応し、通信機能に拡張性を持たせた運用が可能となっております。

さらに、大規模災害時の県内応援や緊急消防援助隊の派遣に際しては、簡易なチャネル切替えで他県等の消防本部との無線交信が可能となっており、広域的な連携活動にも円滑に対応できるようになっております。

これらの機能を活用することで、災害現場の安全性確保と指揮命令の円滑化を図っております。

以上のとおり、高機能通信指令システムと消防救急デジタル無線は、いずれも無停止運用が求められる極めて重要なインフラであり、安定した稼働の確保と計画的な更新及び機能強化を通じて、災害対応力の維持向上に努めてまいります。

以上でございます。

○古賀公彦議員

この通信指令システムについては、課長から回答ありましたように、高機能通信指令システムですね、先ほど電話番号やＧＰＳ、そういうふうな本当に迅速に自動的に取得できるシステムであるということを確認しました。また、デジタル無線についても、災害情報や個人情報などを安全に取り扱うため、通信内容を暗号化することで高い秘匿性を確保できる仕組みになっているということをお聞きしましたので、今、課長が言いましたように、両方とも無停止運用が求められる極めて重要なインフラだと思っておりますので、今後ともさらにこれを活用しながら頑張っていただきたいと思います。

次に、２項目めの介護保険についてですが、総括質問でも、高齢者の増加による要介護者の現状と介護サービスの内容について、高齢者人口と要介護者の現状について答弁をいただきましたので、先ほど担当課長からありましたように、今年６月末現在、中部広域連合での高齢者人口が10万1,399人、高齢化率が30.62％、75歳以上の後期高齢者人口が５万7,058人ということで、要介護・要支援認定者数については１万9,697人、要介護・要支援認定率が19.4％ですけれども、特に多久市が高齢化率が39.32％と非常に高いということで、人口も少ないので、比率的に一概に言えませんけれども、数字的には高くなっているとお聞きしました。

要介護、要支援についてはほぼ横ばい状態ですけれども、佐賀市は20.1％の高い結果になっております。

では、介護保険について質問させていただきますけれども、１点目、要介護認定についてですけれども、広域連合における介護認定審査会はどのようにされているのか、お伺いしたいと思います。

○認定審査課長兼給付課長（古賀愛康）

介護認定審査会は、介護保険法第14条の規定により設置しております。

介護認定審査会では、認定調査における心身の状態や介護の状況等を主治医意見書に基づき、どの程度の介護や支援が必要か、国の基準に沿って審査判定をしております。

判定の結果、介護の必要度合いに応じ、非該当、家事支援や予防サービスなどが必要な要支援１・２、食事や排せつ、移動などの介護サービスが必要な要介護１から最も重い要介護５までの認定をしております。

審査判定は合議体というグループで行い、１つの合議体は５名の委員で構成し、20合議体、サポート委員２名を含む102名の委員を任命しております。

審査委員は保健、医療、福祉に関する学識経験者であり、医師や薬剤師、社会福祉士など、各分

野バランスに配慮した構成です。

令和７年度は審査会を477回開催し、認定件数は１万4,766件となっております。

以上でございます。

○古賀公彦議員

介護認定審査会については課長から答弁いただきましたけれども、これは国の基準に従って審査を行っているということですけれども、メンバーは保健、医療、福祉に関する学識経験者、医師、薬剤師、社会福祉士などがいらっしゃるということで、これは任期は３年だったですかね。

○認定審査課長兼給付課長（古賀愛康）

委員の任期は３年となっております。

○古賀公彦議員

ありがとうございます。

要するに認定調査をするときに、心身の状態や介護の状況とか、主治医意見書に基づいて判定されるということですけれども、今、課長から答弁がありましたように、要支援１と２、そして、もっとお世話をしなければいけない方が要介護１から５までになるということですね。これは今言う認定の審査で段階的に変わるということですね。分かりました。

次に、２点目ですけれども、介護サービスの利用状況についてです。

訪問介護や通所介護で委託サービスから特別養護老人ホームなどの施設入所までのサービスを利用することですけれども、在宅系サービスを利用者目線で分けますと、訪問系サービス、それと、通所系サービス、短期宿泊サービスの３つに大きく分かれると思っておりますけれども、それぞれどういうサービスなのか、お伺いしたいと思います。

○認定審査課長兼給付課長（古賀愛康）

１つ目の訪問系サービスは、身体介護や生活援助を行う訪問介護、ホームヘルプが代表的です。

ほかに、訪問看護や訪問リハビリテーションもよく利用され、訪問入浴や定期巡回・随時対応型訪問介護看護も少数ながら利用されております。また、ここ数年は居宅療養管理指導の利用が増加しております。

２つ目の通所系サービスは、食事、入浴の介護や機能訓練のサービスが受けられる通所介護、デイサービスが代表的です。

ほかに、通所リハビリテーションもよく利用されております。また、認知症にも対応できる認知症対応型通所介護も一定の利用があります。

３つ目の短期宿泊のサービスは、特別養護老人ホームなどに30日以内の短期宿泊をする短期入所生活介護、ショートステイが代表的です。

介護老人保健施設を利用する短期入所療養介護、医療型のショートステイもよく利用されております。また、通い、訪問、宿泊を組み合わせて利用できる小規模多機能型居宅介護もよく利用されており、看護小規模多機能型居宅介護も、少数ですが、利用があります。

以上でございます。

○古賀公彦議員

３つの内容を説明いただきましたけれども、訪問系サービスについては、訪問看護もありますよね。それと、訪問リハビリテーション、そういうので、訪問看護については看護師などが自宅を訪問して健康状態をチェックする。床擦れもありますよね。そういうのを医療機器で管理を行うということでよろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、通所系サービスですけれども、ほとんどデイサービスだと思いますが、食事や入浴、リハビリテーションなども提供する施設だとお聞きしました。

３点目の短期宿泊サービスですけれども、これはショートステイですが、確認ですが、特別養護老人ホームなどに30日以内の短期宿泊ということでよろしいでしょうか。

○認定審査課長兼給付課長（古賀愛康）

この短期入所生活介護、ショートステイにつきましては、特別養護老人ホームなどに30日以内の宿泊ということで利用がされております。

以上です。

○古賀公彦議員

すみません、ありがとうございます。30日以内ですね。

そしたら、要介護者については、冠婚葬祭とか、急遽旅行とか、届出を出せばよろしいですかね。ちょっと確認ですけれども。短期宿泊サービスについて、届け出れば可能なのか、お伺いします。

○認定審査課長兼給付課長（古賀愛康）

短期入所サービスを利用されている方が、そういった冠婚葬祭のときに外出等ができるかということでよろしいでしょうか。

短期入所中においても、そういったところで外出等が必要であれば、届出等をして、できると考えております。

○古賀公彦議員

最後に、３点目ですけれども、地域支援事業について質問いたします。

地域支援事業とは、高齢者や要介護・要支援状態になることを予防し、住み慣れた地域で自立した日常生活を継続できるよう支援するための介護保険の事業なんですけれども、この３つの柱として、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業により構成されていますけれども、事業の概要はどのようになっているのか、お尋ねしたいと思います。

○認定審査課長兼給付課長（古賀愛康）

地域支援事業は、本広域連合と構成市町で連携して取り組んでおります。

まず、介護予防・日常生活支援総合事業は、地域に暮らす全ての高齢者が自立した日常生活を送るため、効果的かつ効率的な支援等を行うことを目的としております。

主な事業内容ですが、本広域連合では、要支援者等を対象とした訪問や通所サービスを提供し、構成市町では要支援、要介護にならないための介護予防に関する事業を行っております。

次に、包括的支援事業は、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう支援することを目的としております。

主な事業内容ですが、本広域連合と構成市町が連携し、高齢者の方の相談窓口となる地域包括支援センターの運営を行っております。

また、構成市町では、地域の特性に合わせた認知症に関する施策なども行っております。

最後に、任意事業は、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、要介護被保険者を介護する方に対し、必要な支援を行うことを目的としております。

主な事業の内容ですが、本広域連合では、介護保険事業の運営の安定化を図るために、介護報酬が適正に請求されているかの検証を行う介護給付等費用適正化事業などを、構成市町では、要介護被保険者を介護する方に対する支援として家族介護教室などを行っております。

今回お示ししましたのは地域支援事業の一部になりますが、引き続き構成市町と連携し、高齢者が安心して生活ができるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○古賀公彦議員

いろいろ詳細までありがとうございました。

ちょっとお聞きしたいんですけれども、こういうような３つの取組の事業がありますが、実際、要支援、要介護になる可能性がある場合、こういう地域包括支援センターでそういうような事業の内容について相談すればよろしいですかね。

○認定審査課長兼給付課長（古賀愛康）

介護の窓口という、最初の入り口ということで、おたっしゃ本舗、地域包括支援センターに御相談いただければと。また、広域連合でも相談を受け付けております。

以上でございます。

○古賀公彦議員

分かりました。ありがとうございました。

まだまだ分からないところもありましたけれども、今回、自分の通告しております質問事項については回答いただきましたので、これをもちまして２項目８点について一般質問を終わります。ありがとうございました。

◇議長（山田誠一郎議員）

このまま広域連合一般に対する質問を続けたいと思います。

○稲葉嵩広議員

それでは、通告に従いまして広域連合一般に対する質問をさせていただきます。

まず１点目、災害時における効率的な消防力の投入についてです。

先日発生しました熊本地震では、多くの建物被害や人的被害が発生し、改めて大規模地震への備えの重要性が認識されました。

今後は南海トラフ巨大地震の発生も懸念される中、中部広域連合圏域においても佐賀平野北縁断層帯が東西に走っており、決して他人事ではありません。

大規模災害では一人でも多くの命を救うため、限られた人員や資機材をいかに効率的に運用するかが極めて重要であり、発災直後の安否確認や救助活動は、その後の救命活動を左右する重要な初動対応であると考えます。

そこで、佐賀広域消防局管内で大規模災害が発生した場合、佐賀広域消防局では住民の救助活動をどのような手順で実施することにしているのか、基本的な方針についてお示しください。

続いて２点目、熱中症患者の搬送データの活用についてです。

近年、全国的に猛暑日が増加し、熱中症による救急搬送者数も高い水準で推移しています。熱中症は、適切な予防行動によって重症化を防ぐことができる一方で、高齢者を中心に命に関わるケースも少なくありません。消防は救急搬送を担うだけでなく、熱中症の発生状況を最も早く把握できる立場にあると考えます。

そこで、佐賀広域消防局は熱中症対策における消防の役割をどのように認識しているのか、基本的な考えをお示しください。

以上で総括質問を終わります。

○消防副局長兼警防課長（青木謙一郎）

まず、災害時における効率的な消防力の投入についてをお答えします。

本局では、大規模災害時の救助活動方針について、佐賀広域消防局消防活動基本規程により、災害が大きくなるにつれて、第１出動から第４出動の出動レベルを区分し、救助活動の体制を取ることとしています。このレベル区分が上がることに伴い、出動車両数と隊員数を増加し、より多くの隊で救助活動を行うこととなります。

大規模な自然災害が発生した場合で、本局の消防力では対応が困難と判断した場合には、佐賀県常備消防相互応援協定により、県内の消防本部の応援要請を行います。

さらに、県内消防本部の対応でも困難となれば、佐賀県を通じて総務省消防庁に緊急消防援助隊の応援を要請し、全国の消防本部からの応援を受けることとなっています。

次に、熱中症患者の搬送データの活用の御質問で、本局での熱中症対策における消防の役割についてお答えします。

消防における救急業務の基本は、傷病者を迅速かつ適切に医療機関に搬送することです。熱中症への対応におきましても同様に、適切な医療機関へ確実につなぐことが消防の最も重要な役割であると認識しております。

また、保有する救急業務のデータを通じて、熱中症の発生動向を精査し、地域住民への注意喚起や啓発活動を行っております。

構成市町や関係機関にもデータの提供、共有をしており、関係機関と共に熱中症対策の重要な役割を担っていると認識しております。

以上でございます。

○稲葉嵩広議員

それでは、一問一答のほうに入ってまいります。

災害時における効率的な消防力の投入についてなんですけれども、大規模災害時の住民の被害情報について、消防局と構成市町はそれぞれどのような役割を担うことにしているのか、お示しください。

○消防副局長兼警防課長（青木謙一郎）

本局では、救急搬送や救助などの出動により得られる災害情報があります。

構成市町には道路や河川などの被害情報があるため、お互いにそれらの情報を共有し、災害対応につなげる役割を担うことになります。

以上でございます。

○稲葉嵩広議員

次に、各地域で確認された住民の安否情報はどのような方法で消防本部や災害対策本部に集約され、救助活動に反映されることになっているのか、

お示しください。

○消防副局長兼警防課長（青木謙一郎）

本局では、災害に出動する現場での安否情報収集は行いますが、地区単位など広範囲の安否情報までは集約していない状況でございます。

しかし、消防団や自主防災組織、自治会などが得ている安否情報があれば、災害現場で聴取し、消防災害警備本部で集約しながら、土砂埋没現場、家屋倒壊現場など、要救助者の検索救助活動に反映し、役立てております。

以上でございます。

○稲葉嵩広議員

大規模災害では、停電や通信障害により電話やインターネットが使用できないことも想定されます。119番通報をはじめ、様々な情報を収集する手段はどのようなものがあるのか、お示しください。

○消防副局長兼警防課長（青木謙一郎）

本局では、停電時、119番通報を受信する装置には補助電源を確保しております。また、停電が長時間にわたる場合には、各署所に設置している自家発電機が稼働し、電源の確保を行うことが可能となっています。

通信回線が遮断した場合には、衛星回線を使用した通信により、県、各市町、県内消防本部と連絡を取ることができ、情報収集などが可能です。

災害現場では、持ち運びができる衛星通信機器を保有しており、現場からの通信回線も確保できる環境を整え、様々な状況に対応できる体制を取っております。

以上でございます。

○稲葉嵩広議員

それでは、多数の救助要請が同時に発生した場合、消防本部は救助の必要性や緊急性をどのように判断し、出動の優先順位を決定するのか、お示しください。

○消防副局長兼警防課長（青木謙一郎）

限られた資機材と隊員を最大限に活用するために、それぞれの災害現場の要救助者の人数、命の危機が迫る情報などを考慮した上で、指令センター、または消防災害警備本部が緊急性などの優先順位づけを行い、出動を決定することとしています。

以上でございます。

○稲葉嵩広議員

今までの一問一答の中で、消防では安否情報の集約を行っておらず、自治会や消防団、自主防災組織が得ている情報を災害現場で収集し、要救助者の検索救助に反映することができるとの御答弁がございました。

他の自治体では、救助が必要な世帯へ消防力を集中させるために、「無事ですカード」の活用に取り組んでいる事例があります。これは現在の安否確認体制について、情報収集に時間を要することや、同じ世帯を複数の機関が重複して確認することなどが想定される中で、無事な世帯を可視化することで、救助を必要とする世帯へ消防力などを集中させるための取組です。広域消防局ではこの取組についてどのように評価をされておりますでしょうか。

○消防副局長兼警防課長（青木謙一郎）

今のところ本局管内で「無事ですカード」の利用情報の確認はできておりませんが、要救助者の有無が確認できない状況で検索救助活動などを行う場合には、「無事ですカード」などの表示があれば活動に有効であると思われます。

本局としましては、「無事ですカード」にかかわらず、自主防災組織などが安否確認に取り組んでもらうことは消防活動にも有効であると思います。

以上でございます。

○稲葉嵩広議員

「無事ですカード」は一定の有効性があるとの御見解をいただきましたので、佐賀市でも取り組むことができないのか、私自身、引き続き調査をしてまいりたいと思います。

続いて、熱中症患者の搬送データの活用について一問一答を行ってまいります。

近年、熱中症による救急搬送者数は全国的に高い水準で推移しています。

まず、中部広域連合管内における過去５年間の熱中症による救急搬送件数の推移についてお伺い

します。

○消防副局長兼警防課長（青木謙一郎）

本局における熱中症患者の救急搬送件数は、令和３年245件、令和４年367件、令和５年444件、令和６年517件、令和７年488件となっており、令和７年は前年より5.6%減少している状況です。

以上でございます。

○稲葉嵩広議員

一般的なイメージでは、熱中症の患者数というのは右肩上がりかと思っていたんですけれども、意外にそうではないことが分かりました。恐らく気温であったり湿度、毎年その条件が異なりますので、そういったことかと認識をしております。

それでは、熱中症対策を効果的に進めるためには、搬送件数だけでなく、その内容も分析することが重要であると考えます。

そこで、搬送者の年齢構成や発生場所、発生時間帯、重症度などについてどのような特徴が見られるのか、お伺いいたします。

○消防副局長兼警防課長（青木謙一郎）

本局での令和７年中の熱中症患者の救急搬送における特徴について御説明させていただきます。

年齢構成では65歳以上の高齢者が全体の約60%で最も多くなっており、発生場所では住宅等が40%と最も多く、次いで道路が19%、屋外の作業場16%と多くなっております。

発生時間帯では９時から18時までが多く、全体の80%を占めております。

重症度では軽症が最も多く63%、重症は0.2%と少ないものの、重症者の90%を高齢者が占めております。

以上のことから、高齢者は屋内であっても熱中症になる可能性があり、場合によっては重症化する可能性が高いという特徴がうかがえます。

以上でございます。

○稲葉嵩広議員

今いただきました搬送データについて、消防局では経年変化や発生傾向などを分析しているのか、伺います。

○消防副局長兼警防課長（青木謙一郎）

本局では、日ごとの最高気温と搬送者数との相関、月別・構成市町別の発生件数、年齢層や発生時間帯の推移などを統計で取りまとめ、経年変化や発生傾向の把握、分析を行っております。

特に例年、梅雨明け直後の急激な気温上昇時や最高気温35度以上の猛暑日が続く時期に、熱中症患者搬送件数が増加するというデータを踏まえ、救急要請多発期の予測に活用しております。

以上でございます。

○稲葉嵩広議員

熱中症は適切な予防によって発症や重症化を防ぐことができる災害でもあります。消防本部は救急搬送の最前線に立つだけでなく、熱中症に関する最も詳細なデータを保有する機関でもあります。こうした搬送データを分析し、構成市町や関係機関と積極的に共有することで、熱中症予防に役立て、結果として救急搬送そのものを減らしていくことも消防の重要な役割の一つではないかと考えます。

先ほどの御答弁では、日ごとの最高気温と搬送者数との相関、月別・構成市町別の発生件数、年齢層や発生時間帯の推移などは統計データで取りまとめ、分析を行っているとのことでしたけれども、今後、これら分析を行っているデータに加え、発生場所も含めた熱中症搬送データを予防施策へ積極的に活用していくことで、構成市町の熱中症予防対策がより効果的な施策になると考えますが、消防局の見解を伺います。

○消防副局長兼警防課長（青木謙一郎）

本局では、日ごとの搬送者数、市町別・年齢別の搬送者数に関する統計データを構成市町や佐賀県と随時共有し、本局の公式ホームページでの公表を行っております。

今後の熱中症予防策として、熱中症の発生場所の分類である住居、道路、公共施設の屋内、屋外、仕事場、教育機関などの項目を追加して共有することで、より効果的な予防対策を目指してまいります。

以上でございます。

◇議長（山田誠一郎議員）

ここでしばらく休憩します。

会議は午後１時に再開します。

午前11時54分　休　憩

午後１時00分　再　開

◇議長（山田誠一郎議員）

休憩前に続き会議を開きます。

広域連合一般に対する質問を続けます。

○諸冨八千代議員

通告に従い、２点質問いたします。

１点目は、熱中症による救急搬送の現状と対策についてです。

年々夏の気温が高くなり、熱中症による救急搬送件数が増えていることは、午前中の稲葉議員の一般質問の中でも明らかになりました。

私のほうからは、年間を通した救急搬送件数について、時期による変動とその要因、消防救急体制の取組についてお尋ねをいたします。

２点目は、介護保険料の今後の見通しについてです。

近年、物価高騰や人件費の上昇などが生活費を押し上げ、加えて、高齢化による社会保障給付費の増加に伴う保険料負担の増加について心配の声をいただきます。

そこで、総括では、介護保険料のこれまでの推移と今後の見通しについて伺います。

以上２点、総括質問といたします。

○消防副局長兼警防課長（青木謙一郎）

私のほうから、１点目の熱中症による救急搬送の現状と対策についての御質問で、本局での年間を通した救急出動状況を申し上げます。

令和７年中の救急出動件数の月平均は1,578件で、７月、８月の月平均は1,611件でやや多く、12月、１月の月平均は1,784件で、かなり多くなっております。出動件数が多いのは、夏場の７月、８月は熱中症事案が多く、冬場の12月、１月は感染症事案が多いことが要因の一つと考えられます。

時期によって救急出動件数に変動がございますが、年間を通して出動が増大するときにも対応できるような救急出動体制を取っております。

以上でございます。

○総務課長兼業務課長（秀島智英）

私からは、２項目めの介護保険料についてお答えします。

本広域連合における65歳以上の方、第１号被保険者の介護保険料は１期を３年間とする佐賀中部広域連合介護保険事業計画において算定しています。

この介護保険料は、介護保険サービスに必要な期間中の総費用と65歳以上の人口の推計を基に、医療や介護従事者、学識経験者、被保険者など、各方面の専門家と協議して基準額を算定しています。この基準額を基に、所得状況に応じて個人の介護保険料は決定します。

これまでの介護保険料の基準額の推移は、制度開始となる平成12年度からの第１期が月額3,068円で、第２期3,736円、第３期、第４期4,292円、第５期、第６期では5,270円、平成30年度から始まった第７期は5,960円と徐々に増加しています。

第８期から現在の第９期介護保険料の基準額は、算定の結果、第７期と同額の月額5,960円となっています。

今後の介護保険料の算定につきましては、現在策定を進めている来年度から令和11年度までの第10期佐賀中部広域連合介護保険事業計画において、各方面の専門家の意見を聞きながら検討してまいります。

以上でございます。

○諸冨八千代議員

では、一問一答に入ってまいります。

熱中症予防に関しては様々な機関から情報発信がされておりますが、消防局が取り組んでいる啓発事業についてお尋ねいたします。

○消防副局長兼警防課長（青木謙一郎）

一般市民を対象とした応急手当講習会において、夏季の講習時には熱中症の予防、対応を重点的に指導しております。

また、佐賀広域消防局公式ホームページや構成市町の広報紙への掲載、ラジオ出演、ＳＮＳを活用した広報、佐賀市、小城市、神埼市の庁舎にあるデジタルサイネージの啓発動画の放映など、啓発活動を継続して展開しております。

以上でございます。

○諸冨八千代議員

先日の熊本地震もありまして、熱中症に関する意識、関心は非常に高くなっていると思いますので、消防局でもぜひ引き続き啓発に取り組んでいただきたいと思っております。

では、次に参ります。

総括答弁の中でも、年間を通して見ると、夏季よりは冬季のほうが出動回数が実は多いということも分かりました。ですが、熱中症の出動件数も確実に増えてきているということでしたので、今現在の夏季における救急需要が急増、逼迫した場合の対応についてはどのようにしているのか、詳しく説明を求めます。

○消防副局長兼警防課長（青木謙一郎）

救急出動の逼迫時には、非常用車両を活用した臨時救急隊を編成し、救急隊を増隊しております。この臨時救急隊は、熱中症警戒アラートが発表された際には、逼迫時に出動できるよう準備態勢を取っています。

また、救急需要が集中する日中帯に対応する日勤救急隊を今年度４月から運用開始し、搬送体制の強化を図っているところです。

以上でございます。

○諸冨八千代議員

熱中症警戒アラートの発表時には、あらかじめ準備をされるなど、いろいろと工夫をしていらっしゃることが分かりました。

非常に苛酷な状況下で、救急隊の皆さんが重装備で活動されていることに対しては私のほうも心配をするところでございまして、例えば、他県の福岡市消防局では、救急車でのコンビニ利用を認めるというような取組が始まっております。出動増加に伴い、時に連続して出動がかかることもあるということで、タイムリーに水分補給や栄養補給を行い、次に備えるために、コンビニに寄ることも認められると。利用時には必ず１人車両に残って、店舗利用中のカードを表示して市民の皆さんにお知らせをして、理解を求めるなどしているということでした。

佐賀中部広域連合の救急隊員の皆さんの熱中症対策についてもお尋ねをいたします。

○消防副局長兼警防課長（青木謙一郎）

救急隊員が着用する感染防止衣は、ウイルス等の感染を防止するために通気性が劣る仕様がほとんどですが、その中で少しでも通気性がよい製品があれば更新をしているところです。

また、感染防止衣の内側に保冷剤つきの冷却ベストを着用し、小まめな水分、塩分補給を行っているところです。さらには、隊員の安全確保のためにサングラスの着用も認めております。ホームページへの掲載等により、住民への理解啓発を行っているところです。

今後もほかの消防本部の取組などを参考にしながら、隊員の安全確保と確実な救急体制の維持に努めてまいります。

以上でございます。

○諸冨八千代議員

ぜひ現場の声を大切に運用していただきたいと思っております。

では次に、介護行政のほうに参りたいと思います。

介護保険料については、総括答弁で、平成30年の第７期の計画から基準額が5,960円で据え置かれているということが示されました。

保険料は給付費を基に算出をされますので、保険給付費の推移についてまずはお尋ねをしたいと思います。推移をお示しください。

○認定審査課長兼給付課長（古賀愛康）

平成28年度からの10年間の保険給付費の推移は、令和２年度までは毎年約２％の率で伸びてきました。その後、令和３年度と令和４年度のコロナ禍の２年間はややマイナスとなり、令和５年度に再びプラスに転じました。その後は伸びが鈍化しております。

この鈍化も、介護の入り口である介護予防サービス等諸費の伸びがコロナ禍以前程度の約５％に戻っておりますので、給付費全体的な伸びの鈍化は一時的なものだと考えております。

こうした給付費の状況を全体的に見ると、右肩上がりの傾向を維持していると言えます。

以上でございます。

○諸冨八千代議員

長期的に見ると、やはり右肩上がりということで、多少上がったり下がったりしながら、微増しているということだと思います。

やはり給付費を抑制するには、介護予防など、重度化を防ぐことが重要と考えております。その取組についてお示しください。

○認定審査課長兼給付課長（古賀愛康）

介護予防などの重度化防止につきましては、様々な形の施策を一体的に行っていくことが必要だと考えます。特に、介護予防は高齢者が要介護状態等となることの予防、または要介護状態等の軽減、もしくは悪化の防止を目的としております。国においても重要な施策と位置づけられております。そのため、本広域連合においても力を入れて取り組んでおります。

その取組の一例を申し上げますと、国が推進しております通いの場がございます。これは高齢者の方が公民館などに集まり、介護予防を目的に体操や運動、趣味などの活動を行う場で、高齢者の孤独、孤立の予防にも寄与しております。この取組には本広域連合の全構成市町においても積極的に取り組んでおり、現在、約4,900人の高齢者の方が定期的に通いの場に参加されていらっしゃいます。

また、令和５年度の数値になりますが、定期的に通いの場へ参加される高齢者の割合は国の平均を大きく上回っております。

本広域連合においても、介護予防推進員を通いの場に派遣し、フレイル予防に関する指導助言を行っております。

このような取組を通じて、今後も構成市町と連携して重度化防止に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○諸冨八千代議員

全構成市町が統一して、通いの場については国の平均を大きく上回っているというところで、そこはさらに強化をしていただいて、もし各市町ごとによい取組があれば、ぜひ横展開をしていただきたいと思っております。

では、次に参ります。

保険料の抑制のために基金の活用が考えられると思いますが、介護給付費基金について、これまでの活用方針をお示しください。

○総務課長兼業務課長（秀島智英）

介護給付費基金につきましては、基金条例において、第１号保険料を低減するための費用に充てるときに処分することができるとされております。

この規定に基づき、これまで介護保険事業計画策定時の介護保険料算定において、基金を投入して介護保険料の抑制を図ってまいりました。

第７期から第９期の事業計画においてもこの基金を活用しており、その効果もあり、介護保険料の額を増額せず、据え置くことができております。

以上でございます。

○諸冨八千代議員

基金も活用して保険料の抑制に努めていただいているということですが、国の厚生労働省の資料とかも今回よく見てみたんですけれども、そうすると、やはり給付費が全体的に右肩上がりになっておりまして、介護保険料の将来見通しも増加の予想となっておりました。

中部広域連合としては、今までは据え置かれていますが、今後、やはり上がっていくのかというところで、住民の皆さんにとって大きな関心事だと思います。次回の介護保険料の改定に当たり、保険料の上昇抑制についてはどのような見通しなのか、お尋ねをいたします。

○総務課長兼業務課長（秀島智英）

今後、高齢化の進行に伴い、保険給付費の上昇が見込まれます。そのため、中・長期的な視点に立ち、今後の保険給付費等の必要な費用を見据えて、今年度、第10期佐賀中部広域連合介護保険事業計画を策定していく予定です。

その中で介護保険料を算定していくことになりますが、引き続き介護予防などの重度化防止に取り組み、保険給付費の抑制に努めてまいります。

あわせて、介護保険給付費基金を活用することで、介護保険料の上昇抑制を図りたいと考えております。

以上でございます。

◇議長（山田誠一郎議員）

このまま広域連合一般に対する質問を続けます。

○吉川正剛議員

佐賀市の吉川正剛でございます。

質問に先立ちまして、令和８年熊本地震によりお亡くなりになられた方々の御冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、被災された全ての皆様に心よりお見舞い申し上げます。一日も早い被災地の復旧・復興を心より御祈念いたします。

それでは、通告に従い、消防行政に関して大きく２項目を質問いたします。

まずは１項目めの心肺停止傷病者に対する胸骨圧迫の重要性についてでございます。

私が本テーマを質問に取り上げた背景を申し上げますと、５月に単位自治会の防災訓練に参加した折、本消防局から３名の消防隊の方が講師としておいでになられ、一般講習を行っていただきました。その際に、心肺蘇生の説明においては、胸骨圧迫の重要性を強く説いておられました。

そうして実践に移っていきましたが、頂いたＡＥＤのパンフレットには、ＡＥＤは心臓を正常な状態に戻しますと記載がされてありました。私は表現としては間違ってはいないとは思いましたが、ともすれば、この言葉だけでは、ＡＥＤさえ使用すれば人の命が救える、助かると短絡的に思われる方もいらっしゃるのではないかと感じました。

そこで、１点目の総括質問として、ＡＥＤを使用する意義と胸骨圧迫の重要性及びその位置づけについてお伺いいたします。

次に、２項目めの住宅用火災警報器についてでございます。

皆様も御存じのとおり、住宅用火災警報器とは、火災により発生する熱や煙を感知し、ブザー音や音声で火災の発生を知らせてくれる機器のことです。火災の早期発見と逃げ遅れ防止に大きな効果を発揮し、住民の生命を守る重要な設備であります。

2011年、平成23年６月までに、消防法及び各市町村の火災予防条例に基づき、全国全ての住宅で住宅用火災警報器の設置が義務化されました。それから15年が経過した現在では、機器の電池切れや取替え、更新の未実施による火災不感知も懸念されるところであります。

また、高齢化の進展に伴い、設置後の維持管理や更新への支援も課題ではないかと考えられます。

そこで、２つ目の総括質問として、以下、お尋ねいたします。

住宅用火災警報器の設置の義務とは、単に住宅内に１つ設置していればよいというものではございません。火災予防条例に定められた設置基準に基づき、適切な場所に設置することが義務づけられているものでございます。

ここのところ、まず、この制度について、住民の皆様に正しく理解していただく観点から、住宅用火災警報器の設置率及び条例適合率の定義についてお示しください。

それから、本消防局の現状を客観的に把握するためには、全国や佐賀県との比較の中で推移を確認することが重要であると考えます。

その観点から、全国、佐賀県及び本消防局における設置率、条例適合率の直近５年間の推移をお示しください。

次に、設置率や条例適合率を向上させるためには、地域住民の皆様への継続的な周知啓発が欠かせません。

本消防局として、現在実施している住宅用火災警報器の普及啓発活動についてお伺いします。

最後に、消防庁の消防白書では、住宅火災による死者のうち、65歳以上の高齢者が７割以上を占める状況が続いており、高齢化の進展に伴い、今後も高齢者の被害が課題となることが示されております。

そこで、本消防局管内の状況についてお伺いをいたします。

本消防局管内の直近５年間における住宅火災の発生件数、死者数及びそのうち65歳以上の死者数についてお示しください。

以上で総括質問を終わります。

○消防副局長兼警防課長（青木謙一郎）

私のほうから、１点目の心肺停止傷病者に対する胸骨圧迫の重要性についての御質問で、本局での胸骨圧迫とＡＥＤに対する意義と位置づけについて説明いたします。

救命処置において、胸骨圧迫は脳や心臓の細胞の死滅を防ぎ、命をつなぐための根本的かつ最も重要な処置となります。胸骨圧迫とＡＥＤはセットで効果を発揮するという位置づけであると認識しております。

どちらも極めて重要ですが、まずは迅速な胸骨圧迫が救命の第一歩となると認識しております。

以上でございます。

○予防課長（笹川宗好）

私のほうからは、まず、住宅用火災警報器の設置率と条例適合率についてお答えします。

設置率とは、住宅内に１か所でも住宅用火災警報器が設置されている世帯の割合となります。

条例適合率とは、佐賀中部広域連合火災予防条例で義務づけられている全ての場所に設置されている割合となります。例を挙げますと、平家建ての場合は全ての寝室に設置しなければなりません。２階建ての場合は、全ての寝室と、２階に寝室がある場合には階段の上端にも設置する必要があります。

次に、全国、佐賀県及び本局の直近５年間における住宅用火災警報器の設置率、条例適合率の推移についてお答えします。

なお、住宅用火災警報器の設置率調査につきましては、総務省消防庁から無作為抽出による訪問調査のほか、電話や電子メールによる聞き取り調査、ホームページのアンケートフォームによる調査など、各消防本部が実施可能な方法により調査を行うことができると示されております。

これに基づき、当局ではイベント及び防災学習広場の来場者などを対象に、アンケート方式により設置状況を把握しております。

まず、設置率につきましては、令和４年は全国84.0％、佐賀県77.5％、本局78.6％、令和５年は全国84.3％、佐賀県72.8％、本局71.3％、令和６年は全国84.5％、佐賀県78.0％、本局80.6％、令和７年は全国84.9％、佐賀県76.6％、本局74.7％、令和８年は全国85.5％、佐賀県77.1％、本局80.1％となっております。

条例適合率につきましては、令和４年は全国67.4％、佐賀県57.9％、本局63.7％、令和５年は全国67.2％、佐賀県54.9％、本局55.6％、令和６年は全国66.2％、佐賀県63.7％、本局72.1％、令和７年は全国65.8％、佐賀県57.8％、本局56.3％、令和８年は全国66.8％、佐賀県55.5％、本局54.0％となっております。

次に、現在実施している住宅用火災警報器の普及啓発活動についてお答えします。

構成市町の広報紙、ホームページ、ＳＮＳへの掲載及び各消防署での普及啓発活動を行っております。その一例を挙げますと、ＪＲ佐賀駅や商業施設での広報活動、構成市町のイベントに参加しての広報活動を実施しております。

次に、本局における直近５年間の住宅火災の発生件数、死者数及びそのうち65歳以上の死者数につきましては、令和３年から令和７年までの総計で申しますと、発生件数が146件、死者数が10名、そのうち65歳以上の方は９名となっております。

以上でございます。

○吉川正剛議員

それでは、心肺停止傷病者に対する胸骨圧迫の重要性について一問一答に移らせていただきます。

先ほどの御答弁の中で、ＡＥＤの意義と胸骨圧迫の位置づけをお示しいただきました。これはエビデンスとしても、ＪＲＣ蘇生ガイドライン2025では、ＡＥＤ到着前はもちろん、ＡＥＤ到着後も胸骨圧迫の中断を最小限にして、救命処置を継続することが推奨されております。また、高齢化に伴い、救急需要は増加し、119番通報から救急車が現場に到着するまでの時間は長期的に延びる傾向にあります。つまり救急隊が到着するまでの間、現場に居合わせた人による胸骨圧迫が救命率を左右する重要な要素になってまいります。

一方、民間企業の調査ではありますが、旭化成ゾールメディカルが2025年に全国の一般市民を対象に実施した意識調査では、目の前で人が突然倒れた場合、質の高い胸骨圧迫ができると思うと回答した人は30.1％にとどまり、65.8％ができないと思うと回答しております。

地域の防災訓練であったり、また、本消防局が実施している救命講習などに参加されている方は、ある程度救命に対する意識が高いと思われます。

ですが、実際に心肺停止傷病者の発生現場に出くわす方は、必ずしもそういった方だけではありません。要は救命に対する意識が高くない方でも、目の前で心肺停止傷病者に出くわしたときには、いや応なしにその現場に居合わせた人、いわゆるバイスタンダーになります。大切なのは、そういった方々にも一次救命処置に勇気を持って当たっていただくことが、目の前の命を救うことにつながっていくと考えます。

であるならば、救命意識が必ずしも高くない方を含めた広域連合管内住民の皆様が胸骨圧迫の重要性を理解して、実践的な胸骨圧迫の技術を身につけておく必要があると考えますが、本消防局の見解をお伺いいたします。

○消防副局長兼警防課長（青木謙一郎）

消防局としては、一人でも多くの方が実践的な技術を習得できるよう、継続的な救命講習の開催に努めております。

また、救命講習の未受講の方や技術に不安がある方には、119番通報時に本局職員からの胸骨圧迫の口頭指導や、スマートフォンを活用した映像伝送システムLive119で、胸骨圧迫要領の動画を見ながら実施できるサポート体制を取っております。

以上でございます。

○吉川正剛議員

本局でも実践的な技術の習得に力を入れておられるということでございました。またそれから、実際の心肺蘇生の現場においては、119番後の電話での口頭指導があることは、胸骨圧迫と、また、ＡＥＤ使用というハードルの高さを少しでも軽減できて、勇気を持って胸骨圧迫を実践していただける後押しになる取組だと考えられます。そういった取組があることの周知も、折々に広報啓発に努めていっていただきたく思います。

それでは、次の質問に移ります。

なお、補足として事前に御説明をいたしますが、バイスタンダーＣＰＲという言葉を使っていきますが、これは救急隊が到着する前に、その場に居合わせた一般住民が心肺蘇生を行うことを意味します。

では、お伺いをいたします。

本消防局における過去５年間、令和３年から令和７年の心肺停止件数、バイスタンダーＣＰＲ実施率、ＡＥＤ使用率の推移をお示しください。

○消防副局長兼警防課長（青木謙一郎）

心肺停止件数については、令和３年340件、令和４年376件、令和５年382件、令和６年333件、令和７年345件、心肺停止事故に居合わせた方が胸骨圧迫やＡＥＤなど心肺蘇生を実施するバイスタンダーＣＰＲの実施率については、令和３年47.3％、令和４年49.5％、令和５年50.8％、令和６年52.3％、令和７年52.2％、ＡＥＤ、自動体外式除細動器の使用率については、令和３年6.1％、令和４年4.3％、令和５年6.5％、令和６年7.5％、令和７年8.7％となっております。

以上でございます。

○吉川正剛議員

バイスタンダーＣＰＲ実施率、ＡＥＤ使用率ともに微増で推移しているということが確認できました。

バイスタンダーＣＰＲ実施率に関しては、おおむね50％台だということで、例えば、10件の心肺停止件数に対してであれば５件ということで、約半分の実施率だということが理解をできました。

それでは、お尋ねいたします。

お示しいただきました現状のバイスタンダーＣＰＲ実施率について、本消防局として十分な水準であると認識しているのでしょうか。

○消防副局長兼警防課長（青木謙一郎）

本局におけるバイスタンダーＣＰＲ実施率は微増傾向で、令和５年から過半数の方が胸骨圧迫などの応急手当を行っております。このことについて、これまでの普及啓発の成果として一定の評価をしております。

しかしながら、救命率をさらに引き上げ、一人でも多くの命を救うという観点においては、さらなる実施率の向上を目指すことが必要であると認識しております。

以上でございます。

○吉川正剛議員

さらなる実施率の向上を目指すことは必要であ

るとの御認識を確認いたしました。

本消防局において、バイスタンダーＣＰＲ実施率向上のために、現在においても普通救命講習をはじめとした様々な救命講習を行っていることを承知しております。その中で、応急手当普及員講習というものがございます。

突発的な救命対応、また、近年では出動数の増加、並行して日頃の業務もある中、消防職員の方が行う救命講習の頻度をこれ以上増やすことは物理的に難しいというような背景を鑑みて、一般の方が講習を受ければ心肺蘇生法などの指導を行うことができるこの応急手当普及員の制度は、救命教育を広げる側を増やすことができる取組であると認識をしております。

応急手当普及員の方の今後の御活躍が講習の頻度向上と、救命意識が必ずしも高くない方にも幅広くアプローチできる手法なのではないかと考えております。

そこで、お尋ねをいたしますが、本広域連合管内における直近３年間の応急手当普及員数の推移と応急手当普及員の実際の講習開催状況をお示しください。

○消防副局長兼警防課長（青木謙一郎）

応急手当普及員とは、事業所や防災組織などの中で救命講習の指導に従事する者で、そのためには消防機関で24時間の講習受講を必要とするものです。

本局における応急手当普及員の直近３年間の認定者数推移については、令和５年度54名、令和６年度49名、令和７年度55名となっております。

直近３年間の応急手当普及員の講習の開催状況については、本局が開催する救急医療週間や火災予防週間のイベントの行事で、本局職員と応急手当普及員が協力した講習があります。回数としては、令和５年度２回、令和６年度２回、令和７年度２回となっております。

また、応急手当普及員自身が所属する事業所や地域などで開催した講習についても一定数実施されております。

以上でございます。

○吉川正剛議員

今後も本消防局として応急手当普及員の養成と活動支援を後押ししていただいて、地域に救命教育を広げていく取組を期待いたします。

それと関連させてですが、より多くの広域連合内の住民の方が実際に胸骨圧迫ができるようになるために、例えば、大阪ライフサポート協会が推進するプッシュプロジェクトでは、防災学習広場にも展示されてあるのですが、あっぱくんライトという心肺蘇生トレーニングツールを活用して、短時間で胸骨圧迫とＡＥＤの使い方を学ぶ取組が全国各地に広がっております。

このような実践型教育は胸骨圧迫への心理的ハードルを下げ、住民の方が実際に行動できる力を養う有効な手法と考えられます。

それでは、最後の質問ですが、今後、高齢化に伴う院外心停止の方が増えていくことが予想される中、誰もが心肺停止傷病者発生現場に出くわす現場に居合わせた人、いわゆるバイスタンダーになり得る可能性が高まっていく背景において、本消防局として、各関係機関、行政、また、今ある応急手当普及員制度などが連携して、救命意識が必ずしも高くない方を含めた広域連合内全ての方が実際に胸骨圧迫ができるようになる取組を強化、推進していっていただきたいと思いますが、見解をお伺いします。

○消防副局長兼警防課長（青木謙一郎）

救急医療週間や火災予防週間で本局が開催するイベントを継続的に実施し、その中で住民の方々が気軽に胸骨圧迫やＡＥＤの取扱いを体験し、救命に関心を持ってもらうことが重要だと考えております。

また、講習の場を広げ、開催数を増やすことなどの強化も重要と考えますが、現場に災害出動する職員が兼務により対応するため、人員的な制約がございます。このことから、応急手当普及員との積極的な協力体制の下、講習開催の強化、充実に努めてまいります。

以上でございます。

○吉川正剛議員

それでは、心肺停止傷病者に対する胸骨圧迫の重要性についての質問を終わります。

次に、２項目めの住宅用火災警報器について一問一答に移らせていただきます。

総括答弁にもありましたように、条例適合率とは、火災予防条例で義務づけられた全ての場所に正しく設置されている世帯の割合ということでございました。ということは、よりこの条例適合率が重要であり、さらなる率の向上を目指していく必要性を認識いたしました。

また、続いてお示しいただきました直近５年間の設置率と条例適合率の推移では、全国平均と比べて、佐賀県、本消防局管内ともに全ての年度で設置率と条例適合率ともに低い水準であったと確認できました。

それでは、質問をいたしますが、お示しいただきました本消防局における設置率と条例適合率をどのように認識しておられるでしょうか、お伺いいたします。

○予防課長（笹川宗好）

設置率につきましては80％前後で推移していることから、普及啓発による一定の効果であると認識しております。

一方、条例適合率につきましては、設置率と比較して低いと認識しております。

以上でございます。

○吉川正剛議員

本局では、条例適合率については低いという御認識をお持ちでありました。全国的に見ても、設置率はおおむね85％くらいで推移していたのに対して、条例適合率は67％くらいで推移をしておりました。

全国的にもこの条例適合率が低いということが確認できましたが、それでは、次の質問に移ります。

この条例適合率が低いことの要因を本局はどのように分析しておられるでしょうか。

○予防課長（笹川宗好）

イベントなどで参加していただいた住民の方と接する中で話をさせていただきますと、電池切れや故障に伴い、住宅用火災警報器を取り外しているケースや、適切な場所に設置する認識を持たれていない方がおられることもうかがい知れます。こういったことが条例適合率が低い要因の一つであると考えております。

以上でございます。

○吉川正剛議員

各市町の火災予防条例に基づいての設置場所なので、自治体によって設置場所が異なりますし、義務化されているとはいえ、適切な設置場所が認識されていないと。また、そのことへの周知の難しさがあることがうかがえました。

総括質問の御答弁では、現在の普及啓発活動についてお示しをいただきました。地道な啓発活動に取り組んでいただいておりますことに感謝申し上げます。ですが、それがなかなか数字として如実に表れてこないところが歯がゆいところではないでしょうか。

設置義務化から15年がたった今、家電製品の標準的な使用期間が一般的に７年から10年と言われていることにも鑑みて、住宅用火災警報器も10年が取替え目安だとされております。先ほどの御答弁にもありましたように、御自宅の火災警報器が電池切れや、また、電子部品の劣化などで火災を感知しなくなる状態になっていることが危惧される中、広域連合内の住民の皆様に改めて住宅用火災警報器の更新、取替えの必要性、また、周知を強化して行っていく必要があると考えます。

そこで、お尋ねをいたします。

現在の広報啓発、また取組だけで、設置率及び条例適合率の向上は十分期待できると考えておられるのか。本消防局として、現在の普及啓発活動の取組に対する評価と今後の条例適合率を向上させる取組についてはどのように考えておられるでしょうか。

○予防課長（笹川宗好）

先ほども申し上げましたが、設置率は80％前後で推移していることから、これまでの取組についても一定の評価はできると考えております。

しかしながら、条例適合率は低いと認識していることから、今後は条例適合率を向上させるために、適切な設置場所の周知や、10年以上経過した住宅用火災警報器の交換、点検方法などに重点を置き、広報啓発に取り組んでいく必要があると考

えております。

各種イベントにおける広報活動でも、設置場所、交換、点検方法など、具体的な内容をお知らせできるように工夫して、条例適合率の向上に努めてまいります。

以上でございます。

○吉川正剛議員

条例適合率の向上に向けた重点的な広報啓発の今後の取組に期待をいたします。

次に移ります。

総括質問の御答弁では、本消防局管内の令和３年から令和７年の直近５年間における住宅火災の発生件数は合計で146件、死者数は10名で、そのうち65歳以上の死者数は９名ということでございました。このデータが示していることは、住宅火災においては高齢者の方が多く犠牲になられているということでございます。

特に、高齢者のみ世帯や高齢単身世帯では、加齢に伴う身体機能の低下などによって、火災発生時の避難が遅れるおそれがあります。そのため、火災を早期に知らせる住宅用火災警報器が適切に設置されて、また、適正に維持管理されていることは、より重要になると考えます。ですが、住宅用火災警報器の主な設置場所が天井ということもあって、御高齢の方には容易に点検、交換することが困難な場合も考えられます。

そこで、提案をいたしますが、今後、加速する高齢者世帯の増加も見据えて、今現在、唐津市が取り組んでおられる高齢者世帯等に対する住宅用火災警報器の取付け・交換支援の取組を本消防局管内でも行うことは、高齢者世帯への普及促進、また、安心・安全にもつながり、ひいては条例適合率の向上に資するものだと考えますが、本消防局の見解をお伺いいたします。

○予防課長（笹川宗好）

高齢者世帯などに主眼を置いた取組としては、各種広報媒体を通して、敬老の日を中心に、御家族などで点検及び交換を推奨する記事を掲載しております。

あわせて、本局でも設置や交換が難しい世帯の方からの問合せに対して、取扱電気店を紹介するなどの相談対応を行っているところです。

取付け支援も一つの方法ではあると思いますが、高齢者世帯を含めて設置率、条例適合率を向上させるために、どのような手法が可能なのか、他の消防本部などの取組も参考に、引き続き考えてまいります。

以上でございます。

○吉川正剛議員

御家族などに点検と交換の御協力を求めているということでございました。

そうですね、唐津市が単独市であることであったり、こちらが広域の組織であること、そういった違いもあったりすることが、簡単に他市事例を取り組むことができない状況であるかなと推察もされます。

また、消防職員の皆様の人員的な制約も背景にして、日々の業務が多忙な中、消防職員の方が現場において取付け支援に回る物理的な御負担も鑑みての御回答ではなかったかと考えられます。

とは言っても、既に御家族がいらっしゃらない方もおられるでしょうし、取付け支援があれば設置を検討する方も増えて、また、条例適合率の向上にも資すると考えられますので、各関係団体との連携も考察していただきながら、取組をしていただきたく思っております。

それでは最後に、改めてお伺いをいたしますが、住宅用火災警報器の設置率、条例適合率の向上に向けて、より具体的で実効性のある施策を積極的に進めるべきではないかと考えますが、本消防局の見解をお伺いいたします。

○予防課長（笹川宗好）

全ての住宅に設置が義務化されて15年が経過していますが、自らが設置しなければいけないと十分認識されていない住民の方も一定数あると考えております。改めて、住宅用火災警報器の設置義務とその有効性を訴えていく必要があると考えています。

まずは広報やイベントなどで使用するチラシの内容についても、住宅用火災警報器の設置の必要性や、取付け場所、交換、点検方法がより具体的に伝わるように工夫してまいります。

住宅火災から大切な命を守ることは、我々消防の使命でありますので、引き続き普及啓発に努めてまいります。

以上でございます。

◇議長（山田誠一郎議員）

引き続き、広域連合一般に対する質問を続けます。

○岡山香織議員

佐賀市の岡山香織でございます。

質問に先立ちまして、熊本地震で犠牲となられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された全ての方々に心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、通告に従いまして、広域連合一般における質問を行います。

消防体制の維持と強化の観点から、西分署の現状と課題について伺います。

午前中、諸泉議員からも関連の質問がなされていると認識しておりますが、私からは、現状の訓練環境と緊急出動の際の交通渋滞などについても一問一答させていただきます。

総括としましては、消防体制の維持と強化の観点から、西分署の現状と課題について広域連合としてどのように認識されているのかについて伺います。

以上、総括質問といたします。

○消防副局長兼総務課長（嶋勝寿）

西分署の現状と課題についての御質問にお答えします。

西分署は昭和58年に竣工し、築40年以上が経過しており、建物全体の老朽化が進み、修繕を繰り返しながら維持管理を行っている状況となっております。

また、建設当時と比較して周辺環境は大きく変化しており、西分署敷地前の道路では、朝夕の交通量が多い時間帯を中心に交通渋滞が発生しております。

さらに、消防職員は24時間勤務であることから、執務・生活環境の充実も重要な課題であり、特に、仮眠室は個室化をされておらず、感染症対策や職員のプライバシー確保の観点から改善が必要であると認識しております。

このように、西分署は建物の老朽化、敷地の狭さ、敷地前道路の交通環境、さらには勤務環境など、複数の課題を抱えております。これらの課題を総合的に解決するためには、現地での建て替えは困難であることから、移転を前提とした整備計画の検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○岡山香織議員

それでは、一問一答を行います。

まずは西分署の訓練環境について伺います。

消防職員の皆様による日頃の訓練は、市民の命を守る基盤ですが、西分署は敷地が非常に狭隘で、訓練スペースが制限されているのが現状です。先日、視察した際に拝見させていただきましたが、どこで訓練できるのか、こんな状況で訓練できないのではと非常に驚きました。現状では万全な訓練環境が確保できているとは言えず、隊員の安全確保や技術の向上、ひいては市民の安心・安全な暮らしを守る上で大きな懸念課題であると痛感いたしました。

災害が複雑化する中、高度な訓練が求められていると思いますが、この狭隘な敷地という制約に対し、現場ではどのように工夫し対応されているのでしょうか、御答弁をお願いいたします。

○消防副局長兼総務課長（嶋勝寿）

西分署は敷地が手狭であることから、訓練環境には一定の制約がありますが、その中でも工夫を凝らしながら必要な訓練を実施しております。

日常的には資機材の取扱訓練などの基本訓練や、限られたスペースを活用した火災を想定した訓練などを庁舎敷地内で実施しております。また、広い訓練スペースを必要とする複数隊による連携訓練につきましては、定期的に佐賀消防署の訓練スペースを活用するなど、災害出動に支障が生じない範囲で計画的に実施しております。

以上でございます。

○岡山香織議員

不便な中でも工夫して訓練をされていることに対しては理解をいたしました。

では次に、西分署周辺の交通環境と緊急出動へ

の影響についてお伺いいたします。

先ほどの答弁にもありましたとおり、西分署の前の道路では、朝夕の通勤・通学時間帯を中心に深刻な交通渋滞が発生しております。一刻を争う救急車や消防車の出動において、道路の混雑は現場到着への遅れに直結しかねず、隊員の皆様の安全確保という観点からも大きな懸念材料だと思います。

市民の命と暮らしを守るためには、こうした厳しい交通状況下においても、いかに迅速かつ確実な出動ができるかが極めて重要となります。

そこで、伺いますが、実際に交通量が集中する朝夕の時間帯において、西分署からの緊急出動は年間で、令和７年中でどの程度発生しているのでしょうか。現場の実態と現状の出動件数についてお聞かせください。

○消防副局長兼総務課長（嶋勝寿）

令和７年中の西分署における消防救急出動件数は合わせて2,739件でございます。

このうち、朝夕の交通量が多い時間帯の出動件数は、朝の時間帯、７時から９時までが375件、夕方の時間帯、17時から19時までが452件となっており、いずれの時間帯においても一定数の出動がございます。

これらの時間帯は交通量が多い時間帯であるため、安全に十分配慮しながら、円滑な出動に努めております。

以上でございます。

○岡山香織議員

答弁いただきまして、朝の時間、７時から９時間までが375件、夕方も17時から19時の間に452件ということは、365日、１年間ございますが、ほぼ毎日、もしくは１日に２回程度も交通渋滞のときに出動しているということが分かります。

そこで、その西分署前の道路の交通渋滞に対して緊急出動にどのような影響を与えているのかについてお伺いいたします。

○消防副局長兼総務課長（嶋勝寿）

西分署前の道路は朝夕の交通量が多い時間帯を中心に交通渋滞が発生しており、緊急出動への影響が懸念される状況にあります。このため、緊急出動時には、サイレンや、必要に応じて車外マイクを活用しながら周囲の車両へ協力を呼びかけ、安全を確保しつつ、迅速な出動に努めております。

また、西分署前の道路には駐停車禁止区間が設けられておりますが、３年前に警察と協議を行い、法令上、可能な範囲で区間を拡大していただいております。

こうした対応により、現在までのところ交通渋滞が原因となる事故や現場到着に大幅な遅れを生じるような事態は回避できておりますが、恒常的な交通渋滞の問題を抱えることは、今後も消防救急活動に支障が生じるおそれがあると感じております。

以上でございます。

○岡山香織議員

駐停車禁止区間を拡大するなど、警察との協議を行われたことや、サイレンや車外マイクの活用など、現場レベルで取れる限りの対策を講じておられることは理解いたしました。

しかし、このようなソフト面での対策には限界があると思われます。このような課題を踏まえて、次に、西分署の移転整備について伺います。

現在の施設が抱える課題を解消することはもとより、新たな機能や地域特性を踏まえた付加価値をどのように盛り込む計画なのか、お伺いいたします。

○消防副局長兼総務課長（嶋勝寿）

西分署の移転整備につきましては、現在の施設が抱える課題を解消することに加え、将来の消防需要や地域特性を踏まえた防災拠点として必要な機能を確保することが重要であると考えております。

消防施設は、消防署、分署及び出張所それぞれに役割や規模が異なっており、分署につきましては、管轄する消防署との連携の下、地域における消防救急活動の拠点としての役割を担っております。このため、今回の整備に当たりましては、分署として担うべき役割を踏まえ、必要な機能を十分確保するとともに、消防救急活動を円滑に行うための車両動線や活動スペースの確保、訓練環境や勤務環境の改善などを基本として検討を進めて

おります。

今後とも、財政面にも十分配慮しながら、必要な機能について総合的に検討を進めてまいります。

以上でございます。

○岡山香織議員

それでは、西分署が移転することで、地域住民の命、財産を守る体制について具体的にどのような質の向上が図られるのか、お伺いいたします。

○消防副局長兼総務課長（嶋勝寿）

西分署の移転整備につきましては、建物の老朽化や敷地の狭隘さ、交通環境など、現在の施設が抱える課題の解消を図ることとしております。

その上で、救急需要の増加や救急出動の平準化、消防力の適正配置などを踏まえ、消防救急活動をより迅速かつ効率的に行うことができる体制の構築を目指しております。

また、訓練環境や勤務環境の改善を図ることで、消防職員がよりよい環境の中で訓練や業務に取り組むことができ、知識、技術の向上や活動能力の維持向上につながるものと考えております。

こうした取組により、消防隊、救急隊の対応力を高め、結果として地域住民の生命、身体、財産を守る消防力の充実に資するものと考えております。

本事業は地域の安全・安心を将来にわたり確保するための重要な事業であることから、引き続き関係市町と連携を図りながら、事業の進捗に応じて地域住民への丁寧な説明に努め、御理解をいただきながら、慎重かつ着実に事業を進めてまいります。

以上でございます。

○岡山香織議員

御答弁ありがとうございます。

事業の引っ越し先など、場所の確保、そういったところに非常に大変な思いをされているかと思いますけれども、これはとても重要な、佐賀市民にとっても、佐賀市民だけではなく、近隣の住民にも対応できるものかと思います。

消防救急体制の維持というのは、市民の命と財産を預かる行政の最優先課題の一つであると思います。慎重かつ着実に進めていただくということは、決して後回しにするということではないというふうに取らせていただきました。確固たる見通しを持って着実に歩みを進めるということとして受け止めさせていただきました。

そこで、最後の質問になります。

少子高齢化や地域情勢の変化を見据えて、10年後、20年後、そして、30年後の西分署の役割を踏まえて、将来的なニーズの変化にも柔軟に対応できる持続可能な施設として、どのような考えで整備を進めていくのか、お伺いいたします。

○消防副局長兼総務課長（嶋勝寿）

少子高齢化の進展や救急需要の増加、大規模災害への備えなど、消防を取り巻く環境は今後も大きく変化していくものと認識しております。

先ほど答弁いたしましたとおり、今回の整備に当たりましては、救急需要の増加や救急出動の平準化、消防力の適正配置なども踏まえ、検討を進めているところでございます。

また、大規模災害時においても防災拠点として必要な機能を維持できる施設となるよう、耐震性の確保や浸水対策など、近年頻発する自然災害にも配慮した整備を進めてまいります。

こうした考えの下、将来的な消防需要や社会情勢の変化にも柔軟に対応できる持続可能な施設となるよう、中・長期的な視点から検討を進めてまいります。

以上でございます。

◇議長（山田誠一郎議員）

以上で広域連合一般に対する質問を終わります。

以上で本日の日程は終了しました。

次の会議は８月10日午前10時に開きます。

本日はこれで散会します。

午後２時10分　散　会

〔当日配付資料〕

報告第２号

諸　　報　　告

○例月出納検査の報告について

令和８年２月３日から令和８年８月４日までに、監査委員より例月出納検査の結果について下記のとおり報告された。

その内容は、それぞれ議員各位にその（写）を送付したとおりである。

記

２月17日　例月出納検査結果報告について
（一般会計・特別会計等の令和７年度12月分）

３月17日　例月出納検査結果報告について
（一般会計・特別会計等の令和７年度１月分）

４月27日　例月出納検査結果報告について
（一般会計・特別会計等の令和７年度２月分）

５月26日　例月出納検査結果報告について
（一般会計・特別会計等の令和７年度３月分）

６月25日　例月出納検査結果報告について
（一般会計・特別会計等の令和７年度４月分）
（一般会計・特別会計等の令和８年度４月分）

７月22日　例月出納検査結果報告について
（一般会計・特別会計等の令和７年度５月分）
（一般会計・特別会計等の令和８年度５月分）

委員会付託区分表

○介護・広域委員会

議案番号	件　　名
第18号議案	令和７年度佐賀中部広域連合一般会計歳入歳出決算
第19号議案	令和７年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算
第21号議案	令和８年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算（第１号）
第22号議案	令和８年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計補正予算（第１号）
第24号議案	佐賀中部広域連合公告式条例の一部を改正する条例

○消防委員会

議案番号	件　　名
第20号議案	令和７年度佐賀中部広域連合消防特別会計歳入歳出決算
第23号議案	令和８年度佐賀中部広域連合消防特別会計補正予算（第１号）
第25号議案	消防救急デジタル無線システム更新整備事業委託契約の締結について

令 和 8 年 8 月 10 日

令和８年８月10日（月）　　午前10時00分～午前10時03分

出　席　状　況

議席番号・議員氏名	①	②	③	議席番号・議員氏名	①	②	③
1．坂　口　絹　代	○			11．西　岡　真　一	○		
2．古　賀　公　彦	○			12．諸　冨　八千代	○		
3．堤　　克　彦	○			13．稲　葉　嵩　広	○		
4．諸　泉　定　次	○			14．宮　﨑　　健	○		
5．吉　田　　守	○			15．江　原　新　子	○		
6．白　石　昌　利	○	－	－	16．藤　田　佳　典	○	－	－
7．吉　富　光三郎	○			17．山　田　誠一郎	○		
8．古　川　輝　英	○			18．村　岡　　卓	○		
9．吉　川　正　剛	○			19．重　田　音　彦	○		
10．岡　山　香　織	○			20．重　松　　徹	○		

【凡例】会議時間：①10：00～10：03　○：出席　欠：欠席

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	坂井英隆	副広域連合長	香月正則
副広域連合長	南里　隆	副広域連合長	實松尊徳
副広域連合長	伊東健吾	副広域連合長	坂井　元
事務局長	樅木　豊	消防局長	上野良知
総務課長兼業務課長	秀島智英	消防副局長兼総務課長	嶋　勝寿
認定審査課長兼給付課長	古賀愛康	消防副局長兼警防課長	青木謙一郎
予防課長	笹川宗好	情報指令課長	田中義紀
佐賀消防署長	三好泰治		

会議に出席した議会事務局職員

議会事務局長	出見秀人	議会事務局参事	秀島智英
議会事務局副局長	北村康祐	議会事務局書記	片山寛康
議会事務局書記	北村新祐	議会事務局書記	中島　優

本　日　の　案　件

●以下の議案に対する委員長報告の省略、討論、採決

○第18号議案　令和７年度佐賀中部広域連合一般会計歳入歳出決算

○第19号議案　令和７年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算

○第20号議案　令和７年度佐賀中部広域連合消防特別会計歳入歳出決算

○第21号議案　令和８年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算（第１号）

○第22号議案　令和８年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計補正予算（第１号）

○第23号議案　令和８年度佐賀中部広域連合消防特別会計補正予算（第１号）

○第24号議案　佐賀中部広域連合公告式条例の一部を改正する条例

○第25号議案　消防救急デジタル無線システム更新整備事業委託契約の締結について

●議決事件の字句及び数字等の整理

●会議録署名議員の指名（堤克彦議員、村岡卓議員）

●閉会

◇議長（山田誠一郎議員）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

●　委員長報告の省略

◇議長（山田誠一郎議員）

日程により、第18号から第25号、以上の議案を一括して議題とします。

本案を付託した常任委員会の審査報告書はお手元のとおりです。〔委員会審査報告書（42ページ掲載）〕

お諮りします。審査報告書の提出に伴う各委員長の口頭での報告は、いずれも省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、各委員長の口頭での報告は省略することに決定しました。

●　討　　論

◇議長（山田誠一郎議員）

これより討論に入りますが、通告がありませんので、これをもって討論を終わります。

●　採　　決

◇議長（山田誠一郎議員）

これより採決を行います。

まず、第18号から第20号議案を一括して採決します。

お諮りします。本案は委員会の決定どおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、第18号から第20号議案は認定されました。

次に、第21号から第25号議案を一括して採決します。

お諮りします。本案は委員会の決定どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、第21号から第25号議案は可決されました。

●　議決事件の字句及び数字等の整理

◇議長（山田誠一郎議員）

次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りします。

今定例会の議決事件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

●　会議録署名議員の指名

◇議長（山田誠一郎議員）

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において堤議員、村岡議員、この２名を指名します。

●　閉　　会

◇議長（山田誠一郎議員）

以上で今定例会の議事は全て終了しました。

令和８年８月佐賀中部広域連合議会定例会を閉会します。

午前10時03分　閉　会

〔当日配付資料〕

令和８年８月10日

佐賀中部広域連合議会

議長　山田　誠一郎　様

介護・広域委員会

委員長　諸泉　定次

介護・広域委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、佐賀中部広域連合議会会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件　名	審査結果
第18号議案	令和７年度佐賀中部広域連合一般会計歳入歳出決算	認　定
第19号議案	令和７年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算	認　定
第21号議案	令和８年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算（第１号）	可　決
第22号議案	令和８年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計補正予算（第１号）	可　決
第24号議案	佐賀中部広域連合公告式条例の一部を改正する条例	可　決

令和８年８月10日

佐賀中部広域連合議会

議長　山田　誠一郎　様

消防委員会

委員長　宮﨑　　健

消防委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、佐賀中部広域連合議会会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件　名	審査結果
第20号議案	令和７年度佐賀中部広域連合消防特別会計歳入歳出決算	認　定
第23号議案	令和８年度佐賀中部広域連合消防特別会計補正予算（第１号）	可　決
第25号議案	消防救急デジタル無線システム更新整備事業委託契約の締結について	可　決

地方自治法第123条第２項の規定により、ここに署名する。

令和　　年　　月　　日

佐賀中部広域連合議会議長	山　田　　誠一郎
佐賀中部広域連合議会議員	堤　　克　彦
佐賀中部広域連合議会議員	村　岡　　卓
会　議　録　作　成　者 佐賀中部広域連合議会事務局長	出　見　　秀　人